

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第6回会議付属資料(その1)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(手数料総括表)

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い(その1)			細 項 目	手数料
調 整 方 針	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。				
項 目	根 拠 条 例				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
税証明等の事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 2参照)
火薬類取扱い事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 3参照)
消防関係事務手数料	西条市手数料条例	――	――	――	・ 西条市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 4参照)
戸籍等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 西条市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 5、P. 6参照)
畜犬登録等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 狂犬病予防法関係手数料については、現行のとおりとする。 ・ 化製場等に関する法律関係手数料については、西条市、丹原町、小松町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 7参照)
障害者控除対象者認定手数料	西条市手数料条例	――	――	小松町手数料条例	・ 東予市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 8参照)
農振法関係証明手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 9参照)
鳥獣飼養許可等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 0参照)
事業所証明事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 1参照)
耕作(者)証明等事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 2参照)
優良宅地造成の認定等手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 優良宅地造成の認定手数料(0.1ha未満)、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、現行のとおりとする。 ・ 優良宅地造成の認定手数料については、西条市、東予市の例により調整する。 ・ 良質住宅新築認定申請手数料については、西条市、東予市、丹原町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 3参照)
公営住宅等関係事務手数料	――	東予市手数料条例	――	小松町手数料条例	・ 公営住宅等車庫証明等手数料については、東予市、小松町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 4参照)
屋外広告物許可等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・ 屋外広告物の許可手数料については、現行のとおりとする。 ・ 市道の境界確認手数料については、西条市、小松町の例により調整する。 ・ 市道の幅員証明手数料については、現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 5参照)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い(その1)				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	税証明等の事務手数料				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	税務分科会
調 整 方 針	税証明等の事務手数料については、現行のとおりとする。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容			
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]	現行のとおりとする。			
(1) 土地建物に関する証明手数料	1枚につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円				
(2) 公租・公課に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1税目につき 200円	1件につき 200円				
(3) 営業に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円				
(4) 公簿の写しに関する証明手数料	1件につき 200円	1枚につき 200円	1枚につき 200円	1件につき 200円				
(5) 図面の写しに関する証明手数料	1枚につき 200円	1件につき 200円		1件につき 200円				
(6) 公簿・図面の閲覧手数料	1回につき 200円	1件につき 200円	1回につき 200円	1件につき 200円				
(7) 住宅用家屋の証明手数料	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円				
(8) その他事実に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	火薬類取扱い事務手数料			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 総務分科会
調 整 方 針	火薬類取扱い事務手数料については、現行のとおりとする。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
〔 根 拠 〕	〔 西 条 市 手 数 料 条 例 〕	〔 東 予 市 手 数 料 条 例 〕	〔 丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例 〕	〔 小 松 町 手 数 料 条 例 〕		
1 火薬類取締法関係手数料						
(1) 火薬類取締法の規定に基づく各種許可手数料	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料 （P. 2 2参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料 （P. 2 2参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料 （P. 2 2参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料 （P. 2 2参照）	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	消防関係事務手数料			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 消防・防災分科会
調 整 方 針	消防関係事務手数料については、西条市の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
〔 根 拠 〕	〔 西 条 市 手 数 料 条 例 〕	周桑事務組合所管事項	周桑事務組合所管事項	周桑事務組合所管事項		
１ 消防法関係手数料						
(1) 消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所、取扱所に関する各種手数料	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料(P. 17～P. 22 参照)	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料(P. 17～P. 22 参照)	同左	同左	西条市の例により調整する。	
２ その他手数料						
(1) タンクの検査手数料			同左	同左	西条市の例により調整する。	
ア 水張検査						
a 容量1万リットル以下のタンク	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円				
b 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	1 1, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円				
c 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円				
d 容量200万リットルを超えるタンク	15, 000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額	15, 000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額				
イ 水圧検査						
a 容量600リットル以下のタンク	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円				
b 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	1 1, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円				
c 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円				
d 容量2万リットルを超えるタンク	15, 000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額	15, 000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額				
(2) 罹災に関する証明手数料	無料	一件につき 1 0 0 円				
(3) その他消防事務に関する証明手数料	無料	一件につき 1 0 0 円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）				細 項 目	手数料			
事 務 事 業 名	戸籍等関係事務手数料				専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	住民分科会	
調 整 方 針	戸籍等関係事務手数料は、西条市の例により調整する。								
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容			
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]		[東 予 市 手 数 料 条 例]		[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]		[小 松 町 手 数 料 条 例]		
１ 戸籍法関係手数料									西条市の例により調整する。
（１）戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	１通につき	４５０円	１通につき	４５０円	１通につき	４５０円	１通につき	４５０円	
（２）戸籍に記載した事項に関する証明手数料	１件につき	３５０円	１件につき	３５０円	１件につき	３５０円	１件につき	３５０円	
（３）除籍の謄本又は抄本の交付手数料	１通につき	７５０円	１通につき	７５０円	１通につき	７５０円	１通につき	７５０円	
（４）除籍に記載した事項に関する証明手数料	１件につき	４５０円	１件につき	４５０円	１件につき	４５０円	１件につき	４５０円	
（５）戸籍法の規定による届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	１通につき	３５０円	１通につき	３５０円	１通につき	３５０円	１通につき	３５０円	
（６）上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	１通につき	１,４００円	１通につき	１,４００円	１通につき	１,４００円	１通につき	１,４００円	
（７）戸籍法の規定による届書その他の書類の閲覧手数料	１件につき	３５０円	１件につき	３５０円	１件につき	３５０円	１件につき	３５０円	
２ 住民基本台帳法等関係手数料									
（１）身分に関する証明手数料	１枚につき	２００円	１通につき	２００円	１枚につき	２００円	１枚につき	２００円	
（２）住民票の写し交付手数料	１通につき	２００円	１通(３人まで) １人増すごとに	２００円 ６０円	１通につき	２００円	１件につき ２００円		
（３）住民票記載事項証明手数料	１通につき	２００円	１件につき ２００円		１件につき ２００円				
（４）住民票閲覧手数料	１件につき	２００円							
（５）居住に関する証明手数料	１枚につき	２００円							
（６）戸籍の附票の写しに関する証明手数料	１通につき	２００円							
（７）印鑑に関する証明手数料	１枚につき	２００円	１通につき	２００円	１通につき	２００円	１通につき	２００円	
（８）印鑑登録証交付手数料	１件につき	２００円	１件につき ２００円		１件につき ２００円		１通につき	２００円	
（９）印鑑登録証再交付手数料	１件につき	２００円					１通につき	２００円	
（１０）外国人登録記載事項証明手数料	１通につき	２００円	１通につき	２００円	１通につき	２００円	１通につき	２００円	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）		細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	戸籍等関係事務手数料		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	住民分科会
調 整 方 針						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
3 道路運送車両法関係手数料					西条市の例により調整する。	
（１）自動車の臨時運行許可手数料	1両につき 7 5 0円	1両につき 7 5 0円	—	—		
4 船員法関係手数料						
（１）船員雇入契約の公認手数料	1件につき 4 3 0円	—	—	—		
（２）船員手帳の交付手数料	1件につき 1, 9 0 0円	—	—	—		
（３）船員手帳の書換え手数料	1件につき 1, 9 0 0円	—	—	—		
（４）船員手帳の訂正手数料	1件につき 4 3 0円	—	—	—		
5 その他手数料						
（１）その他事実に関する証明手数料	1通につき 2 0 0円	1通につき 2 0 0円	1通につき 2 0 0円	1通につき 2 0 0円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	畜犬登録等関係事務手数料			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名 環境分科会
調 整 方 針	狂犬病予防法関係手数料については、現行のとおりとする。 化製場等に関する法律関係手数料については、西条市、丹原町、小松町の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
1 狂犬病予防法関係手数料					現行のとおりとする。	
(1) 犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円		
(2) 犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円		
(3) 狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円	1件につき 550円	1件につき 550円	1件につき 550円		
(4) 狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき 340円	1件につき 340円	1件につき 340円	1件につき 340円		
2 化製場等に関する法律関係手数料						
(1) 動物の飼養又は収容の許可手数料	1件につき 6,010円	—	1件につき 6,010円	1件につき 6,010円	西条市、丹原町、小松町の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	障害者控除対象者認定手数料			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	障害者控除対象者認定手数料については、東予市の例により調整する。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]			[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 障害者控除対象者認定手数料	1件につき 200円	無料	—	1件につき 200円		東予市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	農振法関係証明手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	農業分科会
調 整 方 針	農振法関係証明手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 農振法関係証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	鳥獣飼養許可等関係事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	林業分科会
調 整 方 針	鳥獣飼養許可等関係事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
1 鳥獣保護及び狩猟に関する法律関係手数料							
(1) 鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料	1件につき 3, 4 0 0円	1件につき 3, 4 0 0円	1件につき 3, 4 0 0円	1件につき 3, 4 0 0円		現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	事業所証明事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名 商工労政分科会
調 整 方 針	事業所証明事務手数料については、現行のとおりとする。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
(1) その他事実に関する証明手数料						
ア 事業所証明事務手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	耕作(者)証明等事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	農業委員会分科会
調 整 方 針	耕作(者)証明等事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 耕作(者)証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。	
イ 農家(農業従事者)証明手数料							
ウ 各種届出書・申請書受理証明手数料							
エ 各種許可証明手数料							
オ 農地移動適正化あっせん証明手数料							
カ 納税猶予証明手数料							
キ 競売参加資格証明手数料							
ク 転用確認証明手数料							
ケ その他							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）		細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	優良宅地造成の認定等手数料		専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調 整 方 針	優良宅地造成の認定手数料(0.1ha 未満)、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、現行のとおりとする。 優良宅地造成の認定手数料については、西条市、東予市の例により調整する。 良質住宅新築認定申請手数料については、西条市、東予市、丹原町の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
1 租税特別措置法関係手数料						
(1) 優良宅地造成の認定手数料(0・1ha未満)	1 件につき 86,000円	1 件につき 86,000円	1 件につき 86,000円	1 件につき 86,000円	現行のとおりとする。	
(2) 優良宅地造成の認定手数料	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.23参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.23参照)			西条市、東予市の例により調整する	
(3) 優良住宅新築認定申請手数料	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.23参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.23参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.23参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.23参照)	現行のとおりとする	
(4) 良質住宅新築認定申請手数料					西条市、東予市、丹原町の例により調整する。	
新築住宅の床面積が100㎡以下	1 件につき 6,200円	1 件につき 6,200円	1 件につき 6,200円	—		
〃 100㎡を超え500㎡以下	1 件につき 8,600円	1 件につき 8,600円	1 件につき 8,600円	—		
〃 500㎡を超え2,000㎡以下	1 件につき 13,000円	1 件につき 13,000円	1 件につき 13,000円	—		
〃 2,000㎡を超え10,000㎡以下	1 件につき 35,000円	1 件につき 35,000円	1 件につき 35,000円	—		
〃 10,000㎡を超えるもの	1 件につき 43,000円	1 件につき 43,000円	1 件につき 43,000円	—		
2 その他手数料						
(1) その他事実に関する証明手数料						
ア 用途地域等の証明手数料	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	公営住宅等関係事務手数料			専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	住宅管理分科会
調 整 方 針	公営住宅等関係事務手数料については、東予市、小松町の例により調整する。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市		丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]		[東 予 市 手 数 料 条 例]			[小 松 町 手 数 料 条 例]		
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 公営住宅等車庫証明手数料	無料	1件につき	200円	無料	1件につき	200円	東予市、小松町の例により調整する。
イ 公営住宅等入居証明手数料	無料	1件につき	200円	無料	1件につき	200円	
ウ 公営住宅等家賃証明手数料	無料	1件につき	200円	無料	1件につき	200円	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	屋外広告物許可等関係事務手数料			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針	屋外広告物の許可手数料については、現行のとおりとする。 市道の境界確認手数料については、西条市、小松町の例により調整する。 市道の幅員証明手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
1 屋外広告物法関係手数料							
(1) 屋外広告物の許可手数料	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 24～P. 25参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 24～P. 25参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 24～P. 25参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 24～P. 25参照)		現行のとおりとする。	
2 その他手数料							
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 市町道の境界確認手数料	1件につき 200円	無料	無料	1件につき 200円		西条市、小松町の例により調整する。	
イ 市町道の幅員証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		現行のとおりとする。	

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 2 2 6 条 市町村は、第 2 3 8 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第 2 2 9 条 第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 1 4 条第 1 項本文又は第 4 5 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から 2 0 日以内に意見を述べなければならない。

6 第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令

内閣は、地方自治法（S22 法67）第 228 条第 1 項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第 228 条第 1 項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金 額
15 消防法（S23 法186）第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以下の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5400円
16 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	イ 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 39000円
		ロ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 52000円
		ハ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 66000円
		ニ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 77000円
		ホ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 91000円
	2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20000円
		2. 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26000円
		3. 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39000円
		4. 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52000円
		5. 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66000円
		ロ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 20000円
		2. 指定数量の倍数が100を超え10000以下の屋外タンク貯蔵所 26000円
		3. 指定数量の倍数が10000を超える屋外タンク貯蔵所 39000円
		ハ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 580000円
		ニ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査

		次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	90万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上10000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	109万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が10000キロリットル以上50000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	121万円
		4. 危険物の貯蔵最大数量が50000キロリットル以上100000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	154万円
		5. 危険物の貯蔵最大数量が100000キロリットル以上200000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	180万円
		6. 危険物の貯蔵最大数量が200000キロリットル以上300000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	423万円
		7. 危険物の貯蔵最大数量が300000キロリットル以上400000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	559万円
		8. 危険物の貯蔵最大数量が400000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	691万円
		ホ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請にかかる審査	
		次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	632万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	797万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1180万円
		ヘ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	26000円
		ト 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	
		次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所	26000円
		2. 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所	39000円
		チ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	13000円
		リ 移動タンク貯蔵所（又に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	26000円
		ヌ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	
		39000円	
		ル 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	13000円
	3 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	52000円
		ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査	66000円
		ハ 第 1 種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査	26000円
		ニ 第 2 種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査	33000円
		ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査	
		次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長	

		のうち最大のもの。以下この項から１８の項まで及び２２の項において同じ。）が１５ｋｍ以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管にかかる最大常用圧力が０．９５メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が７ｋｍ以上のものを除く。） ２１０００円 2. 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が０．９５メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が７ｋｍ以上１５ｋｍ以下の移送取扱所 ８７０００円 3. 危険物を移送するための配管の延長が１５ｋｍを超える移送取扱所 ８７０００円に危険物を移送するための配管の延長が１５ｋｍ又は１５ｋｍに満たない端数を増すごとに２２０００円を加えた金額 へ一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 指定数量の倍数が１０以下の一般取扱所 ３９０００円 2. 指定数量の倍数が１０を超え５０以下の一般取扱所 ５２０００円 3. 指定数量の倍数が５０を超え１００以下の一般取扱所 ６６０００円 4. 指定数量の倍数が１００を超え２００以下の一般取扱所 ７７０００円 5. 指定数量の倍数が２００を超える一般取扱所 ９１０００円
17 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分 (特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分) に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
18 消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令 (S34 政令306) 第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	1 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	4 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	5 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

	査	ロその他の貯蔵所にあつては、16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	6 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
19 消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5400円
20 消防法第 11 条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の2第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第 11 条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査
		次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 容量 1 万リットル以下のタンク 6 0 0 0 円
		2. 容量 1 万リットルを越え 1 0 0 万リットル以下のタンク 1 1 0 0 0 円
		3. 容量 1 0 0 万リットルを越え 2 0 0 万リットル以下のタンク 1 5 0 0 0 円
		4. 容量 2 0 0 万リットルを超えるタンク 1 5 0 0 0 円に 1 0 0 万リットル又は 1 0 0 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額
		ロ 水圧検査
		次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 容量 6 0 0 リットル以下のタンク 6 0 0 0 円
		2. 容量 6 0 0 リットルを超え 1 万リットル以下のタンク 1 1 0 0 0 円
		3. 容量 1 万リットルを越え 2 万リットル以下のタンク 1 5 0 0 0 円
		4. 容量 2 万リットルを超えるタンク 1 5 0 0 0 円に 1 万リットル又は 1 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額
		ハ 基礎・地盤検査
		次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		1. 危険物の貯蔵最大数量が 1 0 0 0 キロリットル以上 5 0 0 0 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4 5 万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が 5 0 0 0 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5 9 万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 7 7 万円
		4. 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 1 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 0 1 万円
		5. 危険物の貯蔵最大数量が 1 0 万キロリットル以上 2 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 1 4 万円
		6. 危険物の貯蔵最大数量が 2 0 万キロリットル以上 3 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 7 6 万円
		7. 危険物の貯蔵最大数量が 3 0 万キロリットル以上 4 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2 0 0 万円
		8. 危険物の貯蔵最大数量が 4 0 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2 2 3 万円
		ニ 溶接部検査

		次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 0 0キロリットル以上5 0 0 0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5 4 万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が5 0 0 0キロリットル以上1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 6 9 万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が1 万キロリットル以上5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 0 4 万円 4. 危険物の貯蔵最大数量が5 万キロリットル以上1 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 4 4 万円 5. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 万キロリットル以上2 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 8 1 万円 6. 危険物の貯蔵最大数量が2 0 万キロリットル以上3 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 4 9 万円 7. 危険物の貯蔵最大数量が3 0 万キロリットル以上4 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4 2 8 万円 8. 危険物の貯蔵最大数量が4 0 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4 8 9 万円 ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が4 0 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1 0 0 0 万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が4 0 万キロリットル以上5 0 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1 3 6 0 万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が5 0 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1 8 7 0 万円
	2 消防法第 11 条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 この項の1のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ロ 水圧検査 この項の1のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ハ 基礎・地盤検査 この項の1のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ニ 溶接部検査 この項の1のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ホ 岩盤タンク検査 この項の1のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
2 2 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所を除く。) の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 0 0キロリットル以上5 0 0 0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 4 万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が5 0 0 0キロリットル以上1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4 5 万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が1 万キロリットル以上5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 7 9 万円 4. 危険物の貯蔵最大数量が5 万キロリットル以上1 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 0 1 万円 5. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 万キロリットル以上2 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1 2 7 万円 6. 危険物の貯蔵最大数量が2 0 万キロリットル以上3 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 1 1 万円 7. 危険物の貯蔵最大数量が3 0 万キロリットル以上4 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 8 1 万円 8. 危険物の貯蔵最大数量が4 0 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4 4 0 万円 ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		1. 危険物の貯蔵最大数量が1 0 0 0キロリットル以上4 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2 9 2 万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が4 0 万キロリットル以上5 0 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3 5 0 万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が5 0 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 5 2 6 万円 ハ移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0. 9 5メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km 以上1 5km 以下の移送取扱所 7万円 2. 危険物を移送するための配管の延長が15km を越える移送取扱所 7万円に危険物を移送するための配管の延長が15km 又は15km に満たない端数を増すごとに17 0 0 0円を加えた金額
--	--	---

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
3 3 火薬類取締法第17条第1項及び第4項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関する事務	1 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	12 0 0 円
	2 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	イ 火工品のみの譲受けの許可の申請にかかる審査 2 4 0 0 円 ロ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が2 5 k g 以下の場合 3 5 0 0 円 2. その他の場合 6 9 0 0 円
3 6 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可に関する事務	火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に関する審査	7 9 0 0 円

○愛媛県事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表(第2条関係)

事務	市町村
30 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。)	各市
(1) 法第28条の4第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)に関する事務	
(2) 法第31条の2第2項第10号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(3) 法第62条の3第4項第10号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(4) 法第63条第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。)に関する事務	
(5) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	
31 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。)	建築基準法第4条第1項又は第2項の建築主事を置く市
(1) 法第28条の4第3項第6号の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務	
(2) 法第63条第3項第6号の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務	

○愛媛県手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき県が徴収する手数料については、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

別表(第2条、第3条、第7条関係)

事務	名称	金額
70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号ハ若しくは第62条の3第4項第10号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定 申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円
71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定 申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円 (2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円 (3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円 (4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円 (5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円 (6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円

○愛媛県屋外広告物条例

〔許可〕

第5条 次に掲げる地域又は場所(前条に規定する地域又は場所を除く。)において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)を除く。)及び別表に定める町の区域(知事が指定する区域を除く。)

〔許可手数料〕

第19条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、9,500円の範囲内において知事が定める。

〔第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理する事務〕

第25条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理することとする。

- (1) 屋外広告物法第7条第3項及び第4項の規定に基づく違反に係るはり紙並びにはり札及び立看板の除却に関する事務
- (2) 第5条第1項及び第7条第3項各号の規定に基づく広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置の許可に関する事務
- (3) 第11条第1項の規定に基づく許可内容の変更等の許可に関する事務
- (4) 第12条第1項の規定に基づく広告物又は広告物を掲出する物件を管理する者の設置、変更又は廃止の届出の受理に関する事務
- (5) 第12条第2項の規定に基づく広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者の変更の届出の受理に関する事務
- (6) 第12条第3項の規定に基づく広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理に関する事務
- (7) 第12条第4項の規定に基づく滅失の届出の受理に関する事務
- (8) 第13条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する措置命令に関する事務
- (9) 第14条の規定に基づく違反等に対する許可の取消しに関する事務
- (10) 第15条第3項の規定に基づく除却の届出の受理に関する事務
- (11) 第16条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する除却命令に関する事務
- (12) 第17条第1項の規定に基づく報告の徴収等又は立入検査に関する事務
- (13) 第20条の規定に基づく屋外広告業の届出の受理に関する事務
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

別表(第5条関係)

郡名	町名
宇摩郡	土居町
周桑郡	小松町及び丹原町
越智郡	波方町、大西町及び菊間町
温泉郡	重信町及び川内町
上浮穴郡	久万町
伊予郡	松前町及び砥部町
喜多郡	長浜町、内子町及び五十崎町
西宇和郡	保内町及び三瓶町
東宇和郡	宇和町及び野村町
北宇和郡	吉田町、広見町、松野町、津島町及び三間町
南宇和郡	御荘町及び城辺町

○愛媛県屋外広告物条例施行規則

第10条 条例第19条の規定による許可手数料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第3（第10条関係）

種 別			単 位	手数料
1 はり紙			100 枚	240 円
2 はり札			1枚	50 円
3 立看板	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	70 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの		1個	120 円
4 建物その他の工作物等の壁面を利用する広告物等	(1) 塗装	ア 表示面積が5平方メートル未満のもの	1個	120 円
		イ 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	240 円
		ウ 表示面積が10平方メートル以上のもの	1個	600 円
	(2) 塗装以外のもの	ア 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	120 円
		イ 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個	300 円
		ウ 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	600 円
		エ 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個	1,200 円
		オ 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個	2,400 円
		カ 表示面積が30平方メートル以上のもの	1個	3,600 円
5 建物の屋上を利用する広告物等	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの		1個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの		1個	600 円
	(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの		1個	1,200 円
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの		1個	2,400 円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの		1個	3,600 円
6 建物その他の工作物等の壁面から突き出した広告物等	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの		1個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの		1個	600 円
	(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの		1個	1,200 円
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの		1個	2,400 円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの		1個	3,600 円

7 野立広告物	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの		1個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの		1個	600 円
	(4) 表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満のもの		1個	1,200 円
	(5) 表示面積が 20 平方メートル以上 30 平方メートル未満のもの		1個	2,400 円
	(6) 表示面積が 30 平方メートル以上のもの		1個	3,600 円
8 電柱等を利用する 広告物等	(1) 電柱等に巻き付けて取り付ける広告物等		1枚	120 円
	(2) 電柱等に突き出して取り付ける広告物等		1個	240 円
9 停留所標識を利用する広告物等			1個	120 円
10 消火栓標識を利用する広告物等			1個	240 円
11 広告幕			1枚	480 円
12 旗及びのぼり	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1個	70 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの		1個	120 円
13 アドバルーン			1個	480 円
14 広告アーチ	(1) 設置期間が1箇月未満のもの		1基	1,800 円
	(2) 設置期間が1 箇月以上のもの		1基	3,600 円
15 照明装置を使用す る広告物等	(1) 表示面積が3平方メートル未満のもの		1個	1,200 円
	(2) 表示面積が3平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの		1個	2,400 円
	(3) 表示面積が 10 平方メートル以上 30 平方メートル未満のもの		1個	4,800 円
	(4) 表示面積が 30 平方メートル以上 50 平方メートル未満のもの		1個	7,100 円
	(5) 表示面積が 50 平方メートル以上のもの		1個	9,500 円

備考1 はり紙の100枚未満は、100枚として計算する。

2 照明装置を使用する広告物等にあつては、この表15の項の規定を適用し、その他の項の規定は、適用しないものとする。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1)幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2)一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3)保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4)国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

- ①学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。
- ②清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。
- ③事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。
- ④保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。
- ⑤学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。

また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

手数料（その1）については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

〔かみうけな合併協議会〕

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地域審議会の取扱い	細 項 目													
事 務 事 業 名		専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会										
調 整 方 針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。														
地 域 審 議 会 の 設 置 に 関 す る 事 項															
（設置） 1 合併後、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項（昭和40年3月29日法律第6号）の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という）を置く。 <table><tr><td>名 称</td><td>設 置 区 域</td></tr><tr><td>西条地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 西 条 市 の 区 域</td></tr><tr><td>東予地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 東 予 市 の 区 域</td></tr><tr><td>丹原地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域</td></tr><tr><td>小松地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 小 松 町 の 区 域</td></tr></table>			名 称	設 置 区 域	西条地区地域審議会	合 併 前 の 西 条 市 の 区 域	東予地区地域審議会	合 併 前 の 東 予 市 の 区 域	丹原地区地域審議会	合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域	小松地区地域審議会	合 併 前 の 小 松 町 の 区 域	（任期） 7 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 8 委員は再任することができる。 （会長及び副会長） 9 各審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。 10 会長は会務を総理し、審議会を代表する。 11 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 12 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。 13 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 14 会長が、会議の議長となる。 15 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 16 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 17 原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。 （意見の聴取等） 18 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 （庶務） 19 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。 （雑則） 20 このほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。		
名 称	設 置 区 域														
西条地区地域審議会	合 併 前 の 西 条 市 の 区 域														
東予地区地域審議会	合 併 前 の 東 予 市 の 区 域														
丹原地区地域審議会	合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域														
小松地区地域審議会	合 併 前 の 小 松 町 の 区 域														

地域審議会に関する主な法令

○地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（委員会・委員の設置）

第１３８条の４

（第１項、第２項 省略）

- ３ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（後略）

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第５条

（第１項～第８項 省略）

- ９ 第７項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第５条の４第１項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
- （第１０項 省略）

（地域審議会）

- 第５条の４ 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併関係市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。
- ２ 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- ３ 前２項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- ４ 合併市町村は、第２項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

先例地の事例

〔合併市町村〕

岩手県大船渡市

平成１３年１１月１５日、三陸町を編入（吸収）合併

旧三陸町の区域を対象に設置

〔合併協議会〕

熊本県中球磨５か町村合併協議会（免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村）

平成１５年４月１日、新設（対等）合併の予定

旧町村の区域ごとに設置

新居浜市・別子山村合併協議会

平成１５年４月１日、別子山村を編入（吸収）合併の予定

別子山村の区域を対象に設置

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成１５年４月２１日、新設（対等）合併の予定

旧市町の区域ごとに設置

宇摩合併協議会（川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村）

平成１６年４月１日、新設（対等）合併の予定

土居町、新宮村の区域を対象に設置

南宇和合併協議会（内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町）

平成１６年１０月１日、新設（対等）合併の予定

旧町村の区域ごとに設置

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(財産総括表)

協 議 項 目	財産の取扱い		細 項 目			
事 務 事 業 名			専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	財 政 分 科 会 管 財 分 科 会
調 整 方 針	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 市庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、公園等 イ 普通財産 市有地等 (2) 山林 (3) 物権 区分地上権 (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 土地開発公社貸付金、住宅新築資金等貸付金 等 4 基金 財政調整基金、ひうち地域振興整備基金、ひうち緑地等監理基金、福祉基金、福祉施設整備基金、教育文化振興基金等 5 財産区有財産 なし 6 地方債 7 債務負担行為	1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 市庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、公園等 イ 普通財産 市有地等 (2) 山林 (3) 物権 なし (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 住宅新築資金等貸付金、災害援護資金貸付金 4 基金 財政調整基金、土地開発基金、南部複合施設建設基金、地域福祉基金、生涯教育振興基金、美術品購入基金 等 5 財産区有財産 庄内財産区 壬生川財産区 6 地方債 7 債務負担行為	1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 町庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、公園等 イ 普通財産 町有地等 (2) 山林 (3) 物権 なし (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 地域総合整備資金貸付金、住宅新築資金等貸付金 等 4 基金 財政調整基金、減債基金、環境衛生整備基金、地域福祉基金、土地開発基金、教育・文化施設等整備基金 等 5 財産区有財産 なし 6 地方債 7 債務負担行為	1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 町庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、幼稚園等 イ 普通財産 町有地等 (2) 山林 (3) 物権 なし (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 地域総合整備資金貸付金 4 基金 財政調整基金、文化教育施設整備基金、福祉基金、土地開発基金、温泉開発整備基金、減債基金 等 5 財産区有財産 なし 6 地方債 7 債務負担行為	調整方針説明資料 (P. 30, 31 参照) 調整方針説明資料 (P. 32 参照) 調整方針説明資料 (P. 32 参照) 調整方針説明資料 (P. 32 参照) 調整方針説明資料 (P. 32 参照) 調整方針説明資料 (P. 33 参照) 調整方針説明資料 (P. 34, 35 参照)		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		公有財産																																																																																																																																																																																							
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	財政分科会	管財分科会																																																																																																																																																																																				
調 整 方 針																																																																																																																																																																																													
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容																																																																																																																																																																																					
1 公有財産（平成13年度決算） （1）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><th>区 分</th><th>土 地 （地積）</th><th>建 物 （延面積）</th></tr><tr><td>行政財産</td><td>1,940,345</td><td>216,215</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>10,787</td><td>13,845</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>6,511</td><td>11,519</td></tr><tr><td> 警察（消防）施設</td><td>4,276</td><td>2,326</td></tr><tr><td> その他</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>1,929,558</td><td>202,370</td></tr><tr><td> 学校</td><td>217,865</td><td>74,588</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>145,894</td><td>51,893</td></tr><tr><td> 公園</td><td>928,503</td><td>3,123</td></tr><tr><td> その他</td><td>637,296</td><td>72,766</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>2,787,205</td><td>4,514</td></tr><tr><td> 山林</td><td>2,363,864</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>423,341</td><td>4,514</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,727,550</td><td>220,729</td></tr></table>		区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）	行政財産	1,940,345	216,215	公用財産	10,787	13,845	本庁舎	6,511	11,519	警察（消防）施設	4,276	2,326	その他	0	0	公共用財産	1,929,558	202,370	学校	217,865	74,588	公営住宅	145,894	51,893	公園	928,503	3,123	その他	637,296	72,766	普通財産	2,787,205	4,514	山林	2,363,864	0	その他の財産	423,341	4,514	合 計	4,727,550	220,729	1 公有財産（平成13年度決算） （1）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><th>区 分</th><th>土 地 （地積）</th><th>建 物 （延面積）</th></tr><tr><td>行政財産</td><td>617,672</td><td>133,018</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>29,154</td><td>9,820</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>14,754</td><td>7,043</td></tr><tr><td> 消防施設</td><td>3,642</td><td>1,653</td></tr><tr><td> その他</td><td>10,758</td><td>1,124</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>588,518</td><td>123,198</td></tr><tr><td> 学校</td><td>172,135</td><td>60,649</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>43,711</td><td>22,137</td></tr><tr><td> 公園</td><td>251,838</td><td>1,847</td></tr><tr><td> その他</td><td>120,834</td><td>38,565</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>1,693,074</td><td>105</td></tr><tr><td> 山林</td><td>1,419,408</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>273,666</td><td>105</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,310,746</td><td>133,123</td></tr></table>		区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）	行政財産	617,672	133,018	公用財産	29,154	9,820	本庁舎	14,754	7,043	消防施設	3,642	1,653	その他	10,758	1,124	公共用財産	588,518	123,198	学校	172,135	60,649	公営住宅	43,711	22,137	公園	251,838	1,847	その他	120,834	38,565	普通財産	1,693,074	105	山林	1,419,408	0	その他の財産	273,666	105	合 計	2,310,746	133,123	1 公有財産（平成13年度決算） （1）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><th>区 分</th><th>土 地 （地積）</th><th>建 物 （延面積）</th></tr><tr><td>行政財産</td><td>342,957</td><td>60,169</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>16,612</td><td>5,234</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>12,569</td><td>4,969</td></tr><tr><td> 警察（消防）施設</td><td>4,043</td><td>255</td></tr><tr><td> その他</td><td>0</td><td>10</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>326,345</td><td>54,935</td></tr><tr><td> 学校</td><td>105,862</td><td>30,112</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>16,886</td><td>5,171</td></tr><tr><td> 公園</td><td>108,336</td><td>114</td></tr><tr><td> その他</td><td>95,261</td><td>19,538</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>21,647,209</td><td>1,461</td></tr><tr><td> 山林</td><td>21,244,677</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>402,532</td><td>1,461</td></tr><tr><td>合 計</td><td>21,990,166</td><td>61,630</td></tr></table>		区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）	行政財産	342,957	60,169	公用財産	16,612	5,234	本庁舎	12,569	4,969	警察（消防）施設	4,043	255	その他	0	10	公共用財産	326,345	54,935	学校	105,862	30,112	公営住宅	16,886	5,171	公園	108,336	114	その他	95,261	19,538	普通財産	21,647,209	1,461	山林	21,244,677	0	その他の財産	402,532	1,461	合 計	21,990,166	61,630	1 公有財産（平成13年度決算） （1）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><th>区 分</th><th>土 地 （地積）</th><th>建 物 （延面積）</th></tr><tr><td>行政財産</td><td>483,819</td><td>50,712</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>7,114</td><td>3,594</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>5,774</td><td>3,479</td></tr><tr><td> 警察（消防）施設</td><td>1,340</td><td>115</td></tr><tr><td> その他</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>476,705</td><td>47,118</td></tr><tr><td> 学校</td><td>54,142</td><td>15,109</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>34,836</td><td>13,343</td></tr><tr><td> 公園</td><td>257,262</td><td>3,441</td></tr><tr><td> その他</td><td>130,465</td><td>15,225</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>5,514,612</td><td>721</td></tr><tr><td> 山林</td><td>5,509,985</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>4,627</td><td>721</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5,998,431</td><td>51,433</td></tr></table>		区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）	行政財産	483,819	50,712	公用財産	7,114	3,594	本庁舎	5,774	3,479	警察（消防）施設	1,340	115	その他	0	0	公共用財産	476,705	47,118	学校	54,142	15,109	公営住宅	34,836	13,343	公園	257,262	3,441	その他	130,465	15,225	普通財産	5,514,612	721	山林	5,509,985	0	その他の財産	4,627	721	合 計	5,998,431	51,433		
区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）																																																																																																																																																																																											
行政財産	1,940,345	216,215																																																																																																																																																																																											
公用財産	10,787	13,845																																																																																																																																																																																											
本庁舎	6,511	11,519																																																																																																																																																																																											
警察（消防）施設	4,276	2,326																																																																																																																																																																																											
その他	0	0																																																																																																																																																																																											
公共用財産	1,929,558	202,370																																																																																																																																																																																											
学校	217,865	74,588																																																																																																																																																																																											
公営住宅	145,894	51,893																																																																																																																																																																																											
公園	928,503	3,123																																																																																																																																																																																											
その他	637,296	72,766																																																																																																																																																																																											
普通財産	2,787,205	4,514																																																																																																																																																																																											
山林	2,363,864	0																																																																																																																																																																																											
その他の財産	423,341	4,514																																																																																																																																																																																											
合 計	4,727,550	220,729																																																																																																																																																																																											
区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）																																																																																																																																																																																											
行政財産	617,672	133,018																																																																																																																																																																																											
公用財産	29,154	9,820																																																																																																																																																																																											
本庁舎	14,754	7,043																																																																																																																																																																																											
消防施設	3,642	1,653																																																																																																																																																																																											
その他	10,758	1,124																																																																																																																																																																																											
公共用財産	588,518	123,198																																																																																																																																																																																											
学校	172,135	60,649																																																																																																																																																																																											
公営住宅	43,711	22,137																																																																																																																																																																																											
公園	251,838	1,847																																																																																																																																																																																											
その他	120,834	38,565																																																																																																																																																																																											
普通財産	1,693,074	105																																																																																																																																																																																											
山林	1,419,408	0																																																																																																																																																																																											
その他の財産	273,666	105																																																																																																																																																																																											
合 計	2,310,746	133,123																																																																																																																																																																																											
区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）																																																																																																																																																																																											
行政財産	342,957	60,169																																																																																																																																																																																											
公用財産	16,612	5,234																																																																																																																																																																																											
本庁舎	12,569	4,969																																																																																																																																																																																											
警察（消防）施設	4,043	255																																																																																																																																																																																											
その他	0	10																																																																																																																																																																																											
公共用財産	326,345	54,935																																																																																																																																																																																											
学校	105,862	30,112																																																																																																																																																																																											
公営住宅	16,886	5,171																																																																																																																																																																																											
公園	108,336	114																																																																																																																																																																																											
その他	95,261	19,538																																																																																																																																																																																											
普通財産	21,647,209	1,461																																																																																																																																																																																											
山林	21,244,677	0																																																																																																																																																																																											
その他の財産	402,532	1,461																																																																																																																																																																																											
合 計	21,990,166	61,630																																																																																																																																																																																											
区 分	土 地 （地積）	建 物 （延面積）																																																																																																																																																																																											
行政財産	483,819	50,712																																																																																																																																																																																											
公用財産	7,114	3,594																																																																																																																																																																																											
本庁舎	5,774	3,479																																																																																																																																																																																											
警察（消防）施設	1,340	115																																																																																																																																																																																											
その他	0	0																																																																																																																																																																																											
公共用財産	476,705	47,118																																																																																																																																																																																											
学校	54,142	15,109																																																																																																																																																																																											
公営住宅	34,836	13,343																																																																																																																																																																																											
公園	257,262	3,441																																																																																																																																																																																											
その他	130,465	15,225																																																																																																																																																																																											
普通財産	5,514,612	721																																																																																																																																																																																											
山林	5,509,985	0																																																																																																																																																																																											
その他の財産	4,627	721																																																																																																																																																																																											
合 計	5,998,431	51,433																																																																																																																																																																																											
（2）山林 立木の推定蓄積量88,101㎡		（2）山林 立木の推定蓄積量28,400㎡		（2）山林 立木の推定蓄積量149,768㎡		（2）山林 立木の推定蓄積量110,755㎡																																																																																																																																																																																							
（3）物権 区分地上権1,726㎡		（3）物権 なし		（3）物権 なし		（3）物権 なし																																																																																																																																																																																							
（4）有価証券 瀬戸内運輸㈱1,751千円 ㈱西条市産業情報支援センター10,000千円 計11,751千円		（4）有価証券 みずほホールディング㈱196千円 富士紡績㈱95千円 愛媛銀行㈱2,130千円 伊予銀行㈱324千円 瀬戸内運輸㈱2,262千円 四国電力㈱3,250千円 計8,257千円		（4）有価証券 なし		（4）有価証券 瀬戸内運輸㈱231千円 計231千円																																																																																																																																																																																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		公有財産			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財 務 部 会	分 科 会 名	財政分科会	管財分科会
調 整 方 針									
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容	
(5) 出資による権利 愛媛県信用保証協会 4,441 千円 愛媛県漁業信用基金協会 2,600 千円 愛媛県農業信用基金協会 220 千円 西条市土地開発公社出資金 5,000 千円 西条市漁業振興対策基金協会 100,000 千円 (財)愛媛アイバンク 16 千円 (株)愛媛地域総合研究所 500 千円 (財)愛媛県農業開発公社 700 千円 (社)愛媛県野菜価格安定基金協会 1,192 千円 (財)愛媛県スポーツ振興事業団 5,840 千円 (財)愛媛県保健医療財団 4,670 千円 (財)愛媛県市町村振興協会 34 千円 (財)愛媛県市町村職員互助会 408 千円 (財)愛媛県文化振興財団 2,202 千円 (財)犯罪被害救援基金 150 千円 (財)愛媛県中小企業情報センター 1,355 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会 6,500 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター 1,934 千円 (財)愛媛の森林基金 9,491 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金 8,229 千円 (財)えひめ産業振興財団 11,898 千円 (財)リバーフロント整備センター 1,000 千円 (財)愛媛腎臓バンク 490 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団 1,000 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金 2,082 千円 (財)愛媛県国際交流協会 2,132 千円 (財)東予産業創造センター基金造成 9,348 千円 (財)西条市体育協会 25,000 千円 (財)東予産業創造センター育成支援基金 65,662 千円 (財)砂防フロンティア整備推進機構 40 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター 6,319 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター 342 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金 12,610 千円 計 293,405 千円		(5) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会 2,210 千円 愛媛県漁業信用基金協会 2,200 千円 愛媛県信用保証協会 1,856 千円 (財)愛媛県保健医療財団 2,110 千円 (財)愛媛県スポーツ振興事業団 2,640 千円 愛媛県社会福祉事業団 200 千円 東予市上水道事業 537,733 千円 周桑病院企業団 4,116 千円 東予市土地開発公社 5,000 千円 (財)愛媛県文化振興財団 1,885 千円 (財)愛媛県中小企業情報センター 1,161 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金 5,659 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター 1,251 千円 (財)愛媛の森林基金 4,173 千円 (財)えひめ産業振興財団 5,476 千円 (財)愛媛腎臓バンク 312 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団 1,000 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金 958 千円 (財)愛媛県国際交流協会 1,299 千円 (財)東予産業創造センター 11,243 千円 (財)砂防フロンティア整備推進機構 51 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター 3,979 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター 181 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会 3,500 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金 9,697 千円 中山川水道企業団 55,334 千円 計 665,224 千円		(5) 出資による権利 周桑森林組合 2,090 千円 周桑土地開発公社 5,000 千円 丹原町上水道事業 595,421 千円 中山川水道企業団 23,034 千円 愛媛県農業信用基金協会 1,760 千円 愛媛県信用保証協会 1,191 千円 (財)愛媛県スポーツ振興事業団 1,412 千円 (財)愛媛県保健医療財団 1,129 千円 (財)愛媛県農業開発公社 640 千円 佐伯記念育英会 250,000 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会 890 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金 597 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団 500 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金 495 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター 569 千円 (財)愛媛県国際交流協会 506 千円 (財)愛媛の森林基金 2,470 千円 (財)東予産業創造センター 7,016 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター 1,480 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター 62 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金 2,814 千円 計 899,076 千円		(5) 出資による権利 周桑森林組合 2,068 千円 愛媛県農業信用基金協会 380 千円 (財)愛媛県保健医療財団 777 千円 周桑土地開発公社 5,000 千円 小松町上水道事業 155,817 千円 中山川水道企業団 27,880 千円 愛媛県信用保証協会 578 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会 690 千円 ふるさと情報センター 500 千円 (財)愛媛の森林基金 1,648 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金 469 千円 (財)えひめ産業振興財団 2,730 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター 421 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団 500 千円 (財)愛媛県国際交流協会 373 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金 478 千円 (財)東予産業創造センター 5,340 千円 (財)砂防フロンティア整備推進機構 20 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター 1,097 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター 46 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金 1,297 千円 計 208,109 千円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		物品、債権、基金、財産区有財産		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	財政分科会 管財分科会
調 整 方 針								
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具 体 的 な 調 整 内 容
2 物品（平成 13 年度決算） 自動車等(30 万円以上) 1,097 点		2 物品（平成 13 年度決算） 自動車等(30 万円以上) 678 点		2 物品（平成 13 年度決算） 自動車等(50 万円以上) 196 点		2 物品（平成 13 年度決算） 自動車等(30 万円以上) 255 点		
3 債権（平成 13 年度決算） 奨学資金貸付金 7,249 千円 同和地区住宅新築資金等貸付金 121,396 千円 大学奨学資金貸付金 25,055 千円 西条市土地開発公社貸付金 520,200 千円 公共下水道事業受益者負担金 27,468 千円 公共下水道事業受益者分担金 1,368 千円 小規模下水道事業分担金 516 千円 地域総合整備資金貸付金 96,585 千円 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付金 21 千円 低所得世帯小口貸付資金貸付金 151 千円 計 800,009 千円		3 債権（平成 13 年度決算） 東予市住宅新築資金等貸付金 149,130 千円 災害援護資金貸付金 129,030 千円 計 278,160 千円		3 債権（平成 13 年度決算） 丹原町住宅新築資金等貸付金 17,344 千円 芸予地震災害復旧住宅等資金貸付金 2,018 千円 入会山組合貸付金 7,171 千円 地域総合整備資金貸付金 99,640 千円 計 126,173 千円		3 債権（平成 13 年度決算） 地域総合整備資金貸付金 114,674 千円		
4 基金（平成 13 年度決算） 西条市財政調整基金（一般） 2,350,972 千円 西条市財政調整基金（国保） 0 千円 西条市減債基金 30,528 千円 西条市土地開発基金 302,714 千円 西条市国民年金印紙購入基金 9,000 千円 西条市福祉基金 483,435 千円 勉学奨励賞基金 10,527 千円 西条市大学奨学資金貸付基金 18,568 千円 西条市中央施設等建設基金 20,724 千円 西条市水産資源育成基金 200,627 千円 西条市文化振興基金 26,766 千円 西条市体育振興基金 26,946 千円 西条市教育・文化振興基金 220,245 千円 西条市福祉施設整備基金 404,429 千円 西条市ひうち緑地等管理基金 559,671 千円 西条市まちづくりボランティア基金 100,779 千円 西条市中山間ふるさと・水と土保全対策基金 10,206 千円 西条市ひうち地域振興整備基金 911,957 千円 西条市介護保険円滑導入基金 0 千円 西条市介護給付費準備基金 8,047 千円 計 5,696,141 千円		4 基金（平成 13 年度決算） 東予市財政調整基金 1,267,651 千円 東予市国民健康保険財政調整基金 141,110 千円 東予市減債基金 7,679 千円 東予市土地開発基金 390,000 千円 東予市国民年金印紙取扱基金 5,000 千円 地域福祉基金 140,000 千円 東予市用品調達基金 2,000 千円 東予市母子家庭及び父子家庭小口貸付基金 700 千円 勤労者福祉基金 40,735 千円 東予市小企業振興基金 0 千円 東予市緑化基金 50,000 千円 東予市まちづくり基金 1,186 千円 東予市港湾整備事業建設基金 34,900 千円 東予市生涯教育振興基金 100,000 千円 東予市旭新開墓地管理基金 42,300 千円 ゆうほうたん推進基金 30,000 千円 美術品購入基金 62,845 千円 水産業振興基金 403 千円 中山間ふるさと・水と土保全基金 10,000 千円 （財）東予市体育協会設立準備基金 40,420 千円 南部複合施設建設基金 300,494 千円 東予市介護保険円滑導入基金 0 千円 東予市介護給付費準備基金 56,947 千円 計 2,724,370 千円		4 基金（平成 13 年度決算） 丹原町財政調整基金 598,240 千円 丹原町国民健康保険事業財政調整基金 90,000 千円 丹原町減債基金 379,729 千円 土地開発基金 180,000 千円 丹原町国民年金印紙購入基金 6,000 千円 丹原町地域福祉基金 223,000 千円 丹原町高齢者肉牛飼育事業基金 9,290 千円 丹原町教育・文化施設等整備基金 80,200 千円 丹原町環境衛生整備基金 303,300 千円 丹原町ふるさと・水と土保全基金 10,000 千円 丹原町国際交流基金 31,000 千円 丹原町介護保険円滑導入基金 0 千円 丹原町介護給付費準備基金 18,473 千円 計 1,929,232 千円		4 基金（平成 13 年度決算） 小松町財政調整基金 593,912 千円 小松町国民健康保険事業基金 109,184 千円 小松町減債基金 103,857 千円 小松町土地開発基金 138,000 千円 小松町国民年金印紙購入基金 7,000 千円 小松町福祉基金 178,000 千円 篤山勉学奨励賞基金 1,378 千円 小松町文化教育施設整備基金 566,076 千円 小松町緑化振興基金 2,269 千円 小松町ふるさと・水と土保全基金 8,000 千円 小松町温泉開発・整備基金 121,550 千円 小松町物品調達基金 2,000 千円 小松町介護保険円滑導入基金 0 千円 小松町介護給付費準備基金 0 千円 計 1,831,226 千円		
5 財産区有財産 なし		5 財産区有財産（平成 13 年度決算） 庄内財産区 土地 22,347,502.69 ㎡ 山林 立木の推定蓄積量 269,400 ㎡ 出資による権利 1,706 千円 基金 20,000 千円 壬生川財産区 土地 20,352.86 ㎡ 建物 319.59 ㎡ 基金 69,418 千円		5 財産区有財産 なし		5 財産区有財産 なし		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	財産の取扱い			細 項 目	地方債	
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名 財政分科会
調 整 方 針						
6 地方債の状況（平成13年度決算）						具体的な調整内容
(単位：千円)						
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	計	
1 普通会計	1 6, 1 1 1, 5 7 1	1 5, 4 3 9, 9 3 3	5, 4 4 1, 3 3 2	4, 7 7 5, 1 7 7	4 1, 7 6 8, 0 1 3	
(1) 一般公共事業債	1, 6 3 3, 7 0 8	9 3 6, 4 9 6	5 2 0, 1 4 0	1 1 8, 1 1 0	3, 2 0 8, 4 5 4	
(2) 一般単独事業債	8, 5 8 7, 6 0 3	9, 0 7 0, 6 6 8	1, 2 9 8, 1 7 2	3, 7 2 9, 2 0 4	2 2, 6 8 5, 6 4 7	
(3) 公営住宅建設事業債	9 6 6, 3 5 6	1, 0 7 8, 3 7 6	1 6 2, 4 6 0		2, 2 0 7, 1 9 2	
(4) 義務教育施設整備事業債	8 0 2, 9 7 0	1, 6 0 2, 3 4 7	1, 2 2 7, 1 0 7	1 7 0, 4 9 1	3, 8 0 2, 9 1 5	
(5) 災害復旧事業債	9 6, 3 2 2	1 8, 8 0 9	7 2, 8 1 2	1 2, 3 7 3	2 0 0, 3 1 6	
(6) 一般廃棄物処理事業債	1 8 3, 8 8 2	2 6 4, 2 6 4	3 6 6, 1 9 4	1 3, 8 8 3	8 2 8, 2 2 3	
(7) 厚生福祉施設整備事業債	7 8 8, 2 4 6	3 4 2, 7 1 7		1 4 6, 0 1 1	1, 2 7 6, 9 7 4	
(8) 地域改善対策事業債	6 3, 7 5 8	2 5 5, 0 8 2	8 6, 0 7 2		4 0 4, 9 1 2	
(9) 財源対策債	3 4 7, 8 5 5	5 0 3, 2 7 4	2 0 9, 1 7 9	1 5 2, 1 7 1	1, 2 1 2, 4 7 9	
(10) 減収補填債	1 7 8, 8 9 2	1 0, 0 1 7			1 8 8, 9 0 9	
(11) 臨時財政特例債	3 4 6, 7 5 3	5 2, 8 7 6	3, 1 9 9		4 0 2, 8 2 8	
(12) 減税補填債	1, 3 8 1, 2 1 8	7 6 5, 6 1 8	2 8 9, 4 4 6	2 3 6, 2 3 2	2, 6 7 2, 5 1 4	
(13) 臨時税収補填債	3 0 8, 7 7 3	1 9 1, 3 4 4		5 2, 8 1 2	5 5 2, 9 2 9	
(14) 臨時財政対策債	2 6 9, 0 0 0	1 5 8, 6 0 0	9 9, 9 0 0	8 0, 1 0 0	6 0 7, 6 0 0	
(15) 調整債		1 3 2, 4 3 4	4 7, 5 2 0	2, 8 3 2	1 8 2, 7 8 6	
(16) 公有林整備事業債	3 0, 4 0 6			4 3, 1 5 8	7 3, 5 6 4	
(17) 上水道一般会計出資債		3 8, 7 0 0	3 7, 8 0 0	1 7, 8 0 0	9 4, 3 0 0	
(18) 辺地対策事業債			6 2, 8 0 0		6 2, 8 0 0	
(19) 過疎対策事業債			9 5 8, 5 3 1		9 5 8, 5 3 1	
(20) 公共事業等臨時特例債	3 1, 3 5 7	2, 3 4 6			3 3, 7 0 3	
(21) 公共用地先行取得等事業債	9 4, 4 7 2				9 4, 4 7 2	
(22) 簡易水道事業債		1 5, 9 6 5			1 5, 9 6 5	
2 下水道事業債	1 4, 5 7 7, 0 8 4	7, 0 3 4, 4 1 6	2, 8 4 5, 3 8 2		2 4, 4 5 6, 8 8 2	
3 上水道事業債	8 8 9, 9 1 3	2, 1 0 0, 8 6 2	1, 6 6 9, 0 3 3	7 9 3, 1 8 3	5, 4 5 2, 9 9 1	
4 簡易水道事業債	2 9 7, 1 3 3		6 0 8, 1 5 3		9 0 5, 2 8 6	
合 計	3 1, 8 7 5, 7 0 1	2 4, 5 7 5, 2 1 1	1 0, 5 6 3, 9 0 0	5, 5 6 8, 3 6 0	7 2, 5 8 3, 1 7 2	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目	債務負担行為		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	財 政 分 科 会
調 整 方 針							
7 債務負担行為の状況(その1)(平成14年度当初予算)							具体的な調整内容
一般会計	西 条 市			東 予 市			
	項 目		当該年度以降の支出予定額	項 目		当該年度以降の支出予定額	
			期間(年度) 金額(千円)			期間(年度) 金額(千円)	
	一	生活福祉資金利子補給金	平成14～20年度 64	一	農漁業近代化資金及び農林漁業共同化資金利子補給	平成14～25年度 21,917	
		旧高嶺小学校高宮分校基金に属する分収林の分収歩合による森林国営保険料			愛媛県地域改善対策対象地域小規模事業特別融資制度による利子補給	平成14～17年度 4,229	
		㈱クラレ西条工場誘致に伴う工場用水取水に関連する被害の補償及び防除に要する経費	将来補償を必要としなくなるまで		土地改良事業負担金(山沖水路改修事業)	平成14～17年度 11,450	
		農業近代化資金利子補給金	貸付開始後20年		土地改良事業負担金(県営排水対策特別事業新川北地区)	平成14～15年度 3,414	
		消防団員等公務災害補償等共済基金加入	平成14年度以降毎年		東予市土地開発公社が借入れする額の債務保証		
		地方公務員災害補償基金加入	平成14年度以降毎年		東予産業創造センター建設事業及び同センターの運営のための基金造成に対する債務負担	平成14～23年度 4,343	
		中小企業者等に対する経営資金の融通に伴う利子補給及び損失補償	融資の最終償還期限到来後、愛媛県信用保証協会が補償の履行日として指定する日まで		県営湛水防除事業北条地区負担金	平成14～16年度 49,121	
		漁業近代化資金利子補給金	貸付開始後20年		県営排水対策特別事業北条地区負担金	平成14～15年度 5,775	
		西条市土地開発公社に対する事業資金の融通に伴う債務保証	事業目的消滅の日まで		東予市土地開発公社が先行取得する日本国有鉄道清算事業団用地の取得費	平成14～15年度 111,672	
		「愛媛県地域環境整備事業費補助金交付要綱」に基づき、建設する集会所用地取得資金として金融機関から融資を受けた自治会に対する利子補給金	利子補給の期間が満了する日まで		県営湛水防除事業壬生川地区負担金	平成14～15年度 54,784	
	会	(財)東予産業創造センターが行う東予産業創造センター建設に伴う借入金の償還金	平成14～23年度 28,953	会	東予市社会福祉協議会がゲートボール場建設事業資金として借入れる額に対する損失補償	平成14～16年度	
		農業経営基盤強化資金利子補給金	貸付開始後25年		農業経営基盤強化資金利子補給金	平成14～36年度 27,099	
		住民基本台帳ネットワークシステム導入事業	平成14～15年度 21,945		土地改良事業負担金(今在家水環境整備事業)	平成14～26年度 93,340	
					総合行政情報システム借上	平成14～17年度 178,136	
	計			計	介護保険システム借上	平成14～15年度 103,607	
					社会福祉法人亀天会が、特別養護老人ホームの整備資金として借入れる額に対する償還助成	平成14～30年度	
					防災行政無線保守点検	平成14～16年度 8,400	
					中山間地域等直接支払事務用コンピュータシステム借上	平成14～17年度 1,366	
					土木設計積算システム借上	平成14～17年度 9,960	
					会議録検索システム借上	平成14～17年度 4,588	
					財務会計システム更新借上	平成14～18年度 17,193	
					庁内OAシステム借上	平成14～18年度 58,894	
					住基ネットワークシステム導入事業	平成14～18年度 9,089	
					法定外公共物譲与申請委託業務	平成14～16年度 22,717	
					法定外公共物譲与申請業務パソコン借上	平成14～18年度 6,588	
					小・中学校教育用パソコンソフト借上	平成14～18年度 61,460	
					東予市土地開発公社が先行取得する永納山城跡列石用地の取得費	平成14～17年度	
					芸予地震被災者に対する災害復興住宅資金等の利子補給	平成14～18年度	
					証明書自動交付機移設に伴う通信機器借上	平成14～18年度 1,087	
特別会計	水	水洗便所改造資金利子補給金(公共下水道事業)	融資あっせんの償還が完済し、かつ利子補給が終了した日まで	特別会計	総合型土地情報システム借上	平成14～18年度 6,048	
		水洗便所改造資金利子補給金(小規模下水道事業)	融資あっせんの償還が完済し、かつ利子補給が終了した日まで		図書館管理システム借上	平成14～19年度 15,494	
	要介護認定1次判定用パソコン借上				要介護認定1次判定用パソコン借上	平成14～15年度 590	
					介護保険要介護認定用デジタル複合機等借上	平成14～16年度 2,061	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		債務負担行為		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	財政分科会
調 整 方 針								
7 債務負担行為の状況(その2)(平成14年度当初予算)								具体的な調整内容
丹 原 町				小 松 町				
項 目		当該年度以降の支出予定額		項 目		当該年度以降の支出予定額		
		期間(年度)	金額(千円)			期間(年度)	金額(千円)	
一	土地改良事業費及び林業構造改善事業費に充当する農林漁業資金償還補助	平成14～16年度	3,498	一	農業近代化資金利子補給金	貸付開始後20年		
	東予産業創造センター建設事業費負担金	平成14～23年度	2,220		周桑土地開発公社に対する事業資金の融通に伴う債務保証(財)東予産業創造センター建設事業に係る負担金	事業目的消滅の日まで		
	農業経営基盤強化資金利子補給金	平成14～32年度	4,960		小中学校教育用コンピュータ導入事業	平成14～23年度	2,064	
	財務会計事務電算化事業	平成14～16年度	2,685		医療法人倬清会に対する老人保健施設整備補助金	平成14～16年度	14,994	
	中学校教育用パソコン整備事業	平成14～16年度	11,888		住民基本台帳ネットワークシステム導入及び総合行政システム更新事業	平成14～21年度	57,600	
	小学校教育用パソコン整備事業	平成14～16年度	32,999			平成14～18年度	38,909	
	C/S住民情報システム化事業	平成14～17年度	8,309					
	住民基本台帳ネットワーク事業(1次施行分)	平成14～18年度	10,314					
	住民基本台帳ネットワーク事業(2次施行分)	平成15～19年度	3,941					
	土木工事新積算システム導入事業	平成14～18年度	5,420					
般				般				
会				会				
計				計				
特別会計	水道料金計算電算化事業	平成14～17年度	1,199	特別会計	水道事業電子計算化事業費	平成14～16年度	1,180	

財産の取扱いに関する法令

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(第2項 第3項 省略)

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物

(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

(6) 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する短期社債等に係るものを除く。)及び地方債証券(社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録されたものを含む。)並びに国債証券(国債に関する法律(明治39年法律第34号)の規定により登録されたものを含む。)その他これらに準ずる有価証券

(7) 出資による権利

(8) 不動産の信託の受益権

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

(1) 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)

(2) 公有財産に属するもの

(3) 基金に属するもの

(第2項～第5項 省略)

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(第2項～第8項 省略)

(地方債)

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

(第2項 省略)

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

(財産区の意義及びその財産又は公の施設)

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区という。)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

(第2項 第3項 省略)

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

4 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

〔西東京市〕

2 市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

2 市 2 町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。

〔宇摩合併協議会〕

4 市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。

〔かみうけな合併協議会〕

4 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

〔南宇和合併協議会〕

5 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その２）			細 項 目		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名 税務分科会
調 整 方 針	１ 入湯税については、東予市、小松町の例による。 ２ 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 ３ 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。					
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容
入 湯 税	(条例規定なし)	１ 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客(宿泊客を課税対象とし、日帰り入浴客は除外)	(条例規定なし)	１ 納税義務者 東予市と同じ	西条市、丹原町においては、条例規定なし	東予市、小松町の例による。
		２ 徴収方法 特別徴収		２ 徴収方法 東予市と同じ		
		３ 税率 １人１日 １５０円		３ 税率 東予市と同じ		
		４ 特別徴収の方法 鉱泉浴場の経営者		４ 特別徴収の方法 東予市と同じ		
		５ 申告・納税 前月の入湯税に係る申告・納税は、当月の１５日まで		５ 申告・納税 東予市と同じ		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地方税の取扱い（その２）			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	税 務 分 科 会
調 整 方 針							
区 分 ・ 現 況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
前 納 報 奨 金	1 対象税目 個人市（町）県民税（普徴）、 固定資産税	1 対象税目 西条市と同じ	1 対象税目 西条市と同じ	1 対象税目 西条市と同じ	課題なし	前納報奨金に係る報奨金の 算定基準については、西条市の 例により調整する。 ただし、合併する年度は、そ れぞれの旧市町の例による。	
	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 200万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 50万円 ③ 交付率 前納の納付額の100分の1 ④ 報奨金の限度額 個人市県民税 5万円 固定資産税 6.5万円 ⑤ 対象納期 第1期の納期限後の前納も可	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 40万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 10万円 ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 個人市県民税 1万円 固定資産税 1.3万円 ⑤ 対象納期 第1期の納期限までの全期前納	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 個人町県民税 400万円 固定資産税 222万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 個人町県民税 100万円 固定資産税 56万円 ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 個人町県民税 10万円 固定資産税 10万円 ⑤ 対象納期 東予市と同じ	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 丹原町と同じ ② 報奨金対象の期別納付限度額 丹原町と同じ ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 丹原町と同じ ⑤ 対象納期 東予市と同じ	① 年税納付限度額に違 いがある。 ② 期別納付限度額に違 いがある。 ③ 課題なし ④ 報奨金の限度額に違 いがある。 ⑤ 対象納期に違いがあ る。		
納 税 貯 蓄 組 合	1 根拠条例等 西条市納税貯蓄組合補助条例	1 根拠条例等 東予市納税組合補助金交付規程	1 根拠条例等 丹原町納税協力組合報償条例	1 根拠条例等 小松町納税協力組合条例		東予市の例により調整す る。ただし、合併する年度は、 それぞれの旧市町の例によ る。	
	2 補助金 ① 納付書1枚（1期）につき10円 ② 納税率90%以上：納付額× 100分の4 ③ 納税率90%未満：納付額× 100分の3	2 補助金 補助金は事務費の支給とし、会場借 上料・事務用品等の限度額を設定し、 その範囲内で支給	2 報償金 ① 納付書1通につき50円 ② 納付税額の100分の3	2 補助金 ① 納付書1枚（1期）につき20円 ② 納付税額の100分の3	補助金の算出根拠に違 いがあり、事務費相当額以 上の補助金を支出してい る市町がある。		
	3 補助金の支払い 年2回（11月・3月）の支払い	3 補助金の支払い 年1回（11月）の支払い	3 報償金の支払い 年1回（6月）の支払い	3 補助金の支払い 年1回（4月）の支払い	支払回数、支払時期に 違いがある。		
	4 組合長大会 5月に実施し、全組合長への記念品 及び団体・個人への感謝状贈呈	4 組合長大会 実施していない。	4 組合長大会 実施していない。	4 組合長大会 実施していない。	西条市のみが実施して いる。	西条市の例により調整す る。	

地方税の取扱いに関する法令

○地方税法（昭和２５年　法律第２２６号）

- （地方団体の課税権）
- 第２条　地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。
- （地方税の賦課徴収に関する規定の形式）
- 第３条　地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。
- ２　地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。
- （市町村が課することができる税目）
- 第５条　市町村税は、普通税及び目的税とする。
- ２　市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りではない。
- 一　市町村民税
- 二　固定資産税
- 三　軽自動車税
- 四　市町村たばこ税
- 五　鉱産税
- 六　特別土地保有税
- ３　（略）
- ４　鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- ５　（略）
- ６　市町村は、前２項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
- 一　都市計画税
- 二　水利地益税
- 三　共同施設税
- 四　宅地開発税
- 五　国民健康保険税
- ７　（略）

- （市町村の配置分合があつた場合の課税権の承継）
- 第８条の２　市町村の配置分合があつた場合においては、当該配置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。（以下略）

- （個人の市町村民税の納期前の納付）
- 第３２１条　（省略）
- ２　前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。
- ３　前項の報奨金の額は、第１項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（１月未満の端数がある場合においては、１４日以下は切り捨て、１５日以上は１月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

- （固定資産税に係る納期前の納付）
- 第３６５条　（省略）
- ２　前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。
- ３　前項の報奨金の額は、第１項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（１月未満の端数がある場合においては、１４日以下は切り捨て、１５日以上は１月とする。）を乗じて得た額をこえることができない

○ 納税貯蓄組合法（昭和２６年 法律第１４５号）

（定義）

第２条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

（第２項 第３項 省略）

（補助金の交付）

第１０条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

２ 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

３ 第１項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

○ 納税貯蓄組合法施行令（昭和２６年 政令第９９号）

（補助金の交付手続）

第４条 納税貯蓄組合は、法第１０条第１項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年１０月から翌年９月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年１０月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

（第２項 省略）

先 例 地 の 事 例

〔さぬき市〕

個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

① 交付率は、１００分の１．０とする。

② 月数については、全期前納方式による算定とする。

③ 交付額の上限は５万円、下限は１００円とする。

納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。

〔宇摩合併協議会〕

入湯税については、川之江市の例による。（入湯客１人１日１５０円）

〔南宇和合併協議会〕

入湯税については、城辺町の例による。（入湯客１人１日１５０円）

納税(貯蓄)組合については、現行のまま引き継ぎ、新町において調整する。

※ 法に基づいての補助金の交付とし、納税(貯蓄)組合を継続するか、口座振替納税制度の推進を図り、納税(貯蓄)組合は廃止とするかを新町において調整する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

入湯税は、宇和島市の例により調整する。（入湯客１人１日１５０円）

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

個人町民税及び固定資産税の納期前納付報奨金については、地方税法に定める基準による。

納税(貯蓄)組合への納税奨励金合併時までには廃止する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

[illegible]

※ 平成14年4月1日現在

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）			細 項 目	道前福祉衛生事務組合																																																																																																																																																																											
事 務 事 業 名	財政状況			専 門 部 会 名	総務部会、環境部会、福祉部会	分 科 会 名	人事分科会、環境分科会、高齢者分科会、障害者分科会、介護保険分科会																																																																																																																																																																									
調 整 方 針																																																																																																																																																																																
具 体 的 項 目	現 況																																																																																																																																																																															
会 計 決 算	○歳入（単位：千円、％）				○歳出（単位：千円、％）																																																																																																																																																																											
	<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>分担金及び負担金</td><td>1,382,671</td><td>45.7</td><td>1,435,308</td><td>59.0</td><td>議会費</td><td>1,877</td><td>0.1</td><td>2,133</td><td>0.1</td></tr><tr><td>使用料及び手数料</td><td>60,560</td><td>2.0</td><td>62,915</td><td>2.6</td><td>総務費</td><td>179,600</td><td>6.2</td><td>201,708</td><td>8.8</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>176,261</td><td>5.8</td><td>0</td><td>0.0</td><td>民生費</td><td>838,087</td><td>29.2</td><td>874,142</td><td>38.4</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>229,220</td><td>7.6</td><td>190,801</td><td>7.8</td><td>衛生費</td><td>1,519,578</td><td>52.9</td><td>859,799</td><td>37.7</td></tr><tr><td>市町支出金</td><td>156,932</td><td>5.2</td><td>159,354</td><td>6.6</td><td>公債費</td><td>333,480</td><td>11.6</td><td>341,372</td><td>15.0</td></tr><tr><td>介護サービス収入</td><td>335,309</td><td>11.1</td><td>333,805</td><td>13.7</td><td>歳出合計</td><td>2,872,622</td><td>100.0</td><td>2,279,154</td><td>100.0</td></tr><tr><td>財産収入</td><td>8,396</td><td>0.3</td><td>18,954</td><td>0.8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>寄附金</td><td>3,017</td><td>0.1</td><td>3,948</td><td>0.2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰入金</td><td>47,638</td><td>1.6</td><td>32,680</td><td>1.3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰越金</td><td>130,613</td><td>4.3</td><td>152,796</td><td>6.3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸収入</td><td>16,901</td><td>0.5</td><td>14,852</td><td>0.6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 収益事業収入</td><td>0</td><td>0.0</td><td>0</td><td>0.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 各種貸付金元利収入</td><td>0</td><td>0.0</td><td>0</td><td>0.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他</td><td>16,901</td><td>0.5</td><td>14,852</td><td>0.6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地方債</td><td>477,900</td><td>15.8</td><td>26,000</td><td>1.1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>3,025,418</td><td>100.0</td><td>2,431,413</td><td>100.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				項 目	平成１２年度		平成１３年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金	1,382,671	45.7	1,435,308	59.0	議会費	1,877	0.1	2,133	0.1	使用料及び手数料	60,560	2.0	62,915	2.6	総務費	179,600	6.2	201,708	8.8	国庫支出金	176,261	5.8	0	0.0	民生費	838,087	29.2	874,142	38.4	県支出金	229,220	7.6	190,801	7.8	衛生費	1,519,578	52.9	859,799	37.7	市町支出金	156,932	5.2	159,354	6.6	公債費	333,480	11.6	341,372	15.0	介護サービス収入	335,309	11.1	333,805	13.7	歳出合計	2,872,622	100.0	2,279,154	100.0	財産収入	8,396	0.3	18,954	0.8						寄附金	3,017	0.1	3,948	0.2						繰入金	47,638	1.6	32,680	1.3						繰越金	130,613	4.3	152,796	6.3						諸収入	16,901	0.5	14,852	0.6						収益事業収入	0	0.0	0	0.0						各種貸付金元利収入	0	0.0	0	0.0						その他	16,901	0.5	14,852	0.6						地方債	477,900	15.8	26,000	1.1						歳入合計	3,025,418	100.0	2,431,413	100.0								
	項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																												
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																																																																																																																																											
	分担金及び負担金	1,382,671	45.7	1,435,308	59.0	議会費	1,877	0.1	2,133	0.1																																																																																																																																																																						
	使用料及び手数料	60,560	2.0	62,915	2.6	総務費	179,600	6.2	201,708	8.8																																																																																																																																																																						
	国庫支出金	176,261	5.8	0	0.0	民生費	838,087	29.2	874,142	38.4																																																																																																																																																																						
	県支出金	229,220	7.6	190,801	7.8	衛生費	1,519,578	52.9	859,799	37.7																																																																																																																																																																						
	市町支出金	156,932	5.2	159,354	6.6	公債費	333,480	11.6	341,372	15.0																																																																																																																																																																						
	介護サービス収入	335,309	11.1	333,805	13.7	歳出合計	2,872,622	100.0	2,279,154	100.0																																																																																																																																																																						
	財産収入	8,396	0.3	18,954	0.8																																																																																																																																																																											
	寄附金	3,017	0.1	3,948	0.2																																																																																																																																																																											
	繰入金	47,638	1.6	32,680	1.3																																																																																																																																																																											
	繰越金	130,613	4.3	152,796	6.3																																																																																																																																																																											
	諸収入	16,901	0.5	14,852	0.6																																																																																																																																																																											
	収益事業収入	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																											
	各種貸付金元利収入	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																											
	その他	16,901	0.5	14,852	0.6																																																																																																																																																																											
	地方債	477,900	15.8	26,000	1.1																																																																																																																																																																											
	歳入合計	3,025,418	100.0	2,431,413	100.0																																																																																																																																																																											
公 債 費	○公債費（単位：千円）																																																																																																																																																																															
	<table><tr><th>項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td colspan="2">3,083,677</td><td colspan="2">2,879,347</td></tr><tr><td>地方債発行高</td><td colspan="2">477,900</td><td colspan="2">26,000</td></tr><tr><td>元利償還額</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr><tr><td> 元金</td><td colspan="2">218,930</td><td colspan="2">230,330</td></tr><tr><td> 利子</td><td colspan="2">114,550</td><td colspan="2">111,042</td></tr><tr><td> 特定財源</td><td colspan="2">0</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td> 一般財源</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr></table>				項 目	平成１２年度		平成１３年度		地方債現在高	3,083,677		2,879,347		地方債発行高	477,900		26,000		元利償還額	333,480		341,372		元金	218,930		230,330		利子	114,550		111,042		特定財源	0		0		一般財源	333,480		341,372																																																																																																																																					
	項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																												
	地方債現在高	3,083,677		2,879,347																																																																																																																																																																												
	地方債発行高	477,900		26,000																																																																																																																																																																												
	元利償還額	333,480		341,372																																																																																																																																																																												
	元金	218,930		230,330																																																																																																																																																																												
	利子	114,550		111,042																																																																																																																																																																												
特定財源	0		0																																																																																																																																																																													
一般財源	333,480		341,372																																																																																																																																																																													
債 務 負 担 行 為	○債務負担行為該当なし																																																																																																																																																																															

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	道前福祉衛生事務組合			
事 務 事 業 名	財産の状況	専 門 部 会 名	総務部会、環境部会、福祉部会	分 科 会 名	人事分科会、環境分科会、高齢者分科会、障害者分科会、介護保険分科会	
調 整 方 針						
具 体 的 項 目	現 況					
土 地 ・ 建 物	○土地 97,804.90㎡ （平成１３年度決算） (単位：㎡、円)			○建物 17,548.40㎡ （平成１３年度決算） (単位：㎡、円)		
	区 分	地 積	購 入 価 額	区 分	延床面積	取 得 価 額
	道前荘	7,728.76	15,395,283	本庁舎	264.00	56,604,000
	道前育成園	17,414.40	57,479,520	道前荘	2,230.05	184,833,000
	東予学園	15,284.65	14,381,255	増改築	498.29	214,111,804
	やすらぎ苑	11,653.00	63,446,031	道前育成園	2,033.06	195,484,000
	ひうちクリーンセンター	26,530.60	147,963,208	集会所改築	53.63	28,763,105
	道前クリーンセンター	19,193.49	5,674,900	東予学園	1,617.38	73,316,000
				やすらぎ苑	782.61	601,090,000
				待合室増築等	86.93	47,941,972
				ひうちクリーンセンター	4,124.30	1,370,372,000
				道前クリーンセンター	5,751.72	4,573,225,000
				排ガス処理設備	106.43	2,348,300,000
				計	17,548.40	9,694,040,881
		※ なお、東予学園は、平成１４年度更新 本体工事費 561,750,000円				
物 品	○物品（財産調書記載物品）（平成１３年度決算） ライトバン車など 127品（寄贈含む） 購入価額 総計 130,796千円					
基 金	○基金の現在高 （平成１３年度決算 単位：千円） 財政調整基金 115,826 特別養護老人ホーム福祉基金 24,504 合計 140,330					
そ の 他	な し					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）		細 項 目	周桑事務組合		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数		専 門 部 会 名	総務部会、福祉部会	分 科 会 名	人事分科会、消防防災分科会、高齢者分科会
調 整 方 針	周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。					
具 体 的 項 目	現 況					
名 称	周桑事務組合					
設 立 年 月 日	昭和４７年６月１日					
構 成 市 町	東予市・丹原町・小松町					
根 拠 法 令 等	地方自治法第２８４条 周桑事務組合同規約					
事 務 所 の 位 置	東予市壬生川１１１番地の１（事務局） 周桑郡小松町大字大頭甲１１０４番地（養護老人ホーム） 周桑郡丹原町大字願連寺４４２番地の１（周桑消防本部及び周桑消防署） 周桑郡小松町大字大頭甲１０８６－１０（周桑消防署小松出張所）					
共 同 処 理 事 務	１ 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の４の養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務 ２ 消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く。） ３ 高圧ガス取締法（昭和２６年法律第２０４号）の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務 ４ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務					
議 員	議員定数 １６人 内訳 東予市議会議員 ８人 丹原町議会議員 ４人 小松町議会議員 ４人 任期 各市町議会の議員の任期					
組 合 長 等	組合長 １人（丹原町長） 任期 各市町長の任期 副組合長 １人（小松町長） 任期 各市町長の任期 収入役 １人（丹原町収入役） 任期 ２年 監査委員 ２人 識見委員 １人 任期 選出団体の任期 組合議員選出委員 １人 任期 組合議員の任期					
職 員 数	事務局 ４人（４人） 養護老人ホーム １５人（１６人） 消防本部及び消防署 ７３人（７３人） 計 ９２人（９３人）					

※ 平成１４年４月１日現在

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）				細 項 目	周桑事務組合				
事 務 事 業 名	財政状況				専 門 部 会 名	総務部会、福祉部会		分 科 会 名	人事分科会、消防防災分科会、高齢者分科会	
調 整 方 針										
具 体 的 項 目	現 況									
会 計 決 算	○普通会計決算									
	歳入（単位：千円、％）					歳出（単位：千円、％）				
	項 目	平成１２年度		平成１３年度		項 目	平成１２年度		平成１３年度	
		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
	分担金及び負担金	669,713	72.8	704,586	79.3	議会費	1,697	0.2	1,834	0.2
	使用料及び手数料	996	0.1	1,211	0.1	総務費	66,643	7.5	40,952	4.8
	国庫支出金	8,671	1.0	0	0.0	民生費	170,295	19.1	179,543	21.1
	県支出金	0	0.0	771	0.1	消防費	619,751	69.6	595,841	69.9
	市町支出金	145,617	15.8	142,516	16.1	公債費	32,392	3.6	34,129	4.0
	財産収入	151	0.0	84	0.0	歳出合計	890,778	100.0	852,299	100.0
	寄附金	2,540	0.3	3,101	0.4					
	繰越金	58,382	6.4	28,658	3.2					
	諸収入	5,868	0.6	585	0.1					
	組合債	20,800	2.3	0	0.0					
	交付金	6,698	0.7	6,505	0.7					
	歳入合計	919,436	100.0	888,017	100.0					
	公 債 費	○公債費（単位：千円、％）								
		項 目	平成１２年度		平成１３年度					
			決 算 額		決 算 額					
		地方債現在高	199,499		169,044					
	地方債発行高	20,800		0						
	元利償還額	32,392		34,129						
	元金	28,268		30,455						
	利子	4,124		3,374						
	特定財源	0		0						
	一般財源	32,392		34,129						
債 務 負 担 行 為	な し									
そ の 他	な し									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

[illegible]

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）		細 項 目	東予市・丹原町公共下水道事務組合		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、議員、組合長等、職員数		専 門 部 会 名	総務部会、上下水道部会	分 科 会 名	人事分科会、下水道分科会
調 整 方 針	東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。					
具 体 的 項 目	現 況					
名 称	東予市・丹原町公共下水道事務組合					
設 立 年 月 日	昭和５８年４月１日					
構 成 市 町	東予市、丹原町					
根 拠 法 令 等	地方自治法第２８４条 東予市・丹原町公共下水道事務組合同約					
事 務 所 の 位 置	事務局 東予市壬生川１１１番地の１ 浄化センター 東予市三津屋７４２番地の２					
共 同 処 理 事 務	公共下水道の設置、管理及び運営に関する事務					
議 員	議員定数 １６人 内訳 東予市議会議長 丹原町議会議長 東予市議会議員 ６人 丹原町議会議員 ６人 東予市助役 丹原町助役 任期 関係団体の助役及び議会の議長をもって充てる者 その職にある間 関係団体の議会において選出された者 当該関係団体の議会の議員の任期					
組 合 長 等	組合長 １人（東予市長） 任期 関係団体の長の任期 副組合長 １人（丹原町長） 任期 関係団体の長の任期 収入役 １人（東予市収入役） 任期 関係団体の収入役の任期 監査委員 ２人 識見委員 １人 任期 関係団体の監査委員の任期 組合議員選出委員 １人 任期 組合議員の任期					
職 員 数 （ ）内は定数	事務局 １２人（１３人） 浄化センター ２人（３人） 参与 ２人（２人） 東予市都市計画課長、丹原町建設課長（兼務） 計 １６人（１８人）（内２名兼務）					

※ 平成１４年４月１日現在

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	東予市・丹原町公共下水道事務組合																																																																																																																																																																											
事 務 事 業 名	財政状況	専 門 部 会 名	総務部会、上下水道部会	分 科 会 名	人事分科会、下水道分科会																																																																																																																																																																									
調 整 方 針																																																																																																																																																																														
具 体 的 項 目	現 況																																																																																																																																																																													
会 計 決 算	○一般会計決算 歳入 (単位：千円，％) <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>分担金及び負担金</td><td>584,112</td><td>37.0</td><td>683,511</td><td>46.0</td></tr><tr><td>使用料及び手数料</td><td>93,185</td><td>5.9</td><td>101,834</td><td>6.9</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>344,120</td><td>21.8</td><td>227,088</td><td>15.3</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>47,240</td><td>3.0</td><td>29,691</td><td>2.0</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>17,712</td><td>1.1</td><td>12,257</td><td>0.8</td></tr><tr><td>組合債</td><td>492,100</td><td>31.2</td><td>430,500</td><td>29.0</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>1,578,469</td><td>100.0</td><td>1,484,881</td><td>100.0</td></tr></table> 歳出 (単位：千円，％) <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>議会費</td><td>1,643</td><td>0.1</td><td>1,799</td><td>0.1</td></tr><tr><td>総務費</td><td>165,663</td><td>10.7</td><td>316,171</td><td>21.8</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>42,678</td><td>2.8</td><td>43,483</td><td>3.0</td></tr><tr><td>業務費</td><td>37,155</td><td>2.4</td><td>147,212</td><td>10.1</td></tr><tr><td>施設管理費</td><td>85,830</td><td>5.5</td><td>96,238</td><td>6.6</td></tr><tr><td>諸費</td><td>0</td><td>0.0</td><td>29,238</td><td>2.0</td></tr><tr><td>土木費</td><td>655,493</td><td>42.3</td><td>366,876</td><td>25.3</td></tr><tr><td>公債費</td><td>725,980</td><td>46.9</td><td>767,951</td><td>52.9</td></tr><tr><td>歳出合計</td><td>1,548,779</td><td>100.0</td><td>1,452,797</td><td>100.0</td></tr></table> <tr><td>公 債 費</td><td colspan="6"> ○公債費 (単位：千円) <table><tr><th>項 目</th><th>平成１２年度</th><th>平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td>9,846,436</td><td>9,879,798</td></tr><tr><td>元利償還金</td><td>725,241</td><td>766,934</td></tr><tr><td>元金</td><td>341,826</td><td>397,138</td></tr><tr><td>利子</td><td>383,415</td><td>369,796</td></tr></table></td></tr> <tr><td>債 務 負 担 行 為</td><td colspan="6"> ○債務負担行為 (単位：千円) <table><tr><th>事 項</th><th>期間</th><th>債務負担行為額</th><th>平成１５年度以降</th></tr><tr><td>庶務用パソコン借上</td><td>H11.４～H15.8</td><td>668</td><td>63</td></tr><tr><td>下水道台帳用パソコン借上</td><td>H13.４～H17.9</td><td>387</td><td>215</td></tr><tr><td>受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>4,475</td><td>3,356</td></tr><tr><td>施設維持管理用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>492</td><td>369</td></tr><tr><td>公共下水道工事設計積算用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>4,809</td><td>3,607</td></tr></table></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td colspan="6">な し</td></tr>						項 目	平成１２年度		平成１３年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金	584,112	37.0	683,511	46.0	使用料及び手数料	93,185	5.9	101,834	6.9	国庫支出金	344,120	21.8	227,088	15.3	繰越金	47,240	3.0	29,691	2.0	諸収入	17,712	1.1	12,257	0.8	組合債	492,100	31.2	430,500	29.0											歳入合計	1,578,469	100.0	1,484,881	100.0	項 目	平成１２年度		平成１３年度		決算額	構成比	決算額	構成比	議会費	1,643	0.1	1,799	0.1	総務費	165,663	10.7	316,171	21.8	一般管理費	42,678	2.8	43,483	3.0	業務費	37,155	2.4	147,212	10.1	施設管理費	85,830	5.5	96,238	6.6	諸費	0	0.0	29,238	2.0	土木費	655,493	42.3	366,876	25.3	公債費	725,980	46.9	767,951	52.9	歳出合計	1,548,779	100.0	1,452,797	100.0	公 債 費	○公債費 (単位：千円) <table><tr><th>項 目</th><th>平成１２年度</th><th>平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td>9,846,436</td><td>9,879,798</td></tr><tr><td>元利償還金</td><td>725,241</td><td>766,934</td></tr><tr><td>元金</td><td>341,826</td><td>397,138</td></tr><tr><td>利子</td><td>383,415</td><td>369,796</td></tr></table>						項 目	平成１２年度	平成１３年度	地方債現在高	9,846,436	9,879,798	元利償還金	725,241	766,934	元金	341,826	397,138	利子	383,415	369,796	債 務 負 担 行 為	○債務負担行為 (単位：千円) <table><tr><th>事 項</th><th>期間</th><th>債務負担行為額</th><th>平成１５年度以降</th></tr><tr><td>庶務用パソコン借上</td><td>H11.４～H15.8</td><td>668</td><td>63</td></tr><tr><td>下水道台帳用パソコン借上</td><td>H13.４～H17.9</td><td>387</td><td>215</td></tr><tr><td>受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>4,475</td><td>3,356</td></tr><tr><td>施設維持管理用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>492</td><td>369</td></tr><tr><td>公共下水道工事設計積算用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>4,809</td><td>3,607</td></tr></table>						事 項	期間	債務負担行為額	平成１５年度以降	庶務用パソコン借上	H11.４～H15.8	668	63	下水道台帳用パソコン借上	H13.４～H17.9	387	215	受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上	H14.４～H18.3	4,475	3,356	施設維持管理用パソコン借上	H14.４～H18.3	492	369	公共下水道工事設計積算用パソコン借上	H14.４～H18.3	4,809	3,607	そ の 他	な し					
項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																											
	決算額	構成比	決算額	構成比																																																																																																																																																																										
分担金及び負担金	584,112	37.0	683,511	46.0																																																																																																																																																																										
使用料及び手数料	93,185	5.9	101,834	6.9																																																																																																																																																																										
国庫支出金	344,120	21.8	227,088	15.3																																																																																																																																																																										
繰越金	47,240	3.0	29,691	2.0																																																																																																																																																																										
諸収入	17,712	1.1	12,257	0.8																																																																																																																																																																										
組合債	492,100	31.2	430,500	29.0																																																																																																																																																																										
歳入合計	1,578,469	100.0	1,484,881	100.0																																																																																																																																																																										
項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																											
	決算額	構成比	決算額	構成比																																																																																																																																																																										
議会費	1,643	0.1	1,799	0.1																																																																																																																																																																										
総務費	165,663	10.7	316,171	21.8																																																																																																																																																																										
一般管理費	42,678	2.8	43,483	3.0																																																																																																																																																																										
業務費	37,155	2.4	147,212	10.1																																																																																																																																																																										
施設管理費	85,830	5.5	96,238	6.6																																																																																																																																																																										
諸費	0	0.0	29,238	2.0																																																																																																																																																																										
土木費	655,493	42.3	366,876	25.3																																																																																																																																																																										
公債費	725,980	46.9	767,951	52.9																																																																																																																																																																										
歳出合計	1,548,779	100.0	1,452,797	100.0																																																																																																																																																																										
公 債 費	○公債費 (単位：千円) <table><tr><th>項 目</th><th>平成１２年度</th><th>平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td>9,846,436</td><td>9,879,798</td></tr><tr><td>元利償還金</td><td>725,241</td><td>766,934</td></tr><tr><td>元金</td><td>341,826</td><td>397,138</td></tr><tr><td>利子</td><td>383,415</td><td>369,796</td></tr></table>						項 目	平成１２年度	平成１３年度	地方債現在高	9,846,436	9,879,798	元利償還金	725,241	766,934	元金	341,826	397,138	利子	383,415	369,796																																																																																																																																																									
項 目	平成１２年度	平成１３年度																																																																																																																																																																												
地方債現在高	9,846,436	9,879,798																																																																																																																																																																												
元利償還金	725,241	766,934																																																																																																																																																																												
元金	341,826	397,138																																																																																																																																																																												
利子	383,415	369,796																																																																																																																																																																												
債 務 負 担 行 為	○債務負担行為 (単位：千円) <table><tr><th>事 項</th><th>期間</th><th>債務負担行為額</th><th>平成１５年度以降</th></tr><tr><td>庶務用パソコン借上</td><td>H11.４～H15.8</td><td>668</td><td>63</td></tr><tr><td>下水道台帳用パソコン借上</td><td>H13.４～H17.9</td><td>387</td><td>215</td></tr><tr><td>受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>4,475</td><td>3,356</td></tr><tr><td>施設維持管理用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>492</td><td>369</td></tr><tr><td>公共下水道工事設計積算用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.3</td><td>4,809</td><td>3,607</td></tr></table>						事 項	期間	債務負担行為額	平成１５年度以降	庶務用パソコン借上	H11.４～H15.8	668	63	下水道台帳用パソコン借上	H13.４～H17.9	387	215	受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上	H14.４～H18.3	4,475	3,356	施設維持管理用パソコン借上	H14.４～H18.3	492	369	公共下水道工事設計積算用パソコン借上	H14.４～H18.3	4,809	3,607																																																																																																																																																
事 項	期間	債務負担行為額	平成１５年度以降																																																																																																																																																																											
庶務用パソコン借上	H11.４～H15.8	668	63																																																																																																																																																																											
下水道台帳用パソコン借上	H13.４～H17.9	387	215																																																																																																																																																																											
受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上	H14.４～H18.3	4,475	3,356																																																																																																																																																																											
施設維持管理用パソコン借上	H14.４～H18.3	492	369																																																																																																																																																																											
公共下水道工事設計積算用パソコン借上	H14.４～H18.3	4,809	3,607																																																																																																																																																																											
そ の 他	な し																																																																																																																																																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	東予市・丹原町公共下水道事務組合																																																								
事 務 事 業 名	財産の状況	専 門 部 会 名	総務部会、上下水道部会	分 科 会 名	人事分科会、下水道分科会																																																						
調 整 方 針																																																											
具 体 的 項 目	現 況																																																										
土 地 ・ 建 物	○土 地 57,729 m²（平成１３年度決算） （単位：m², 円）<table><tr><th>区 分</th><th>地積</th><th>購入価格</th></tr><tr><td>浄化センター</td><td>48,151</td><td>819,913,546</td></tr><tr><td>ポンプ場</td><td>7,411</td><td>410,409,639</td></tr><tr><td>浄化センター進入路</td><td>1,960</td><td>0</td></tr><tr><td>管渠埋設</td><td>189</td><td>9,755,232</td></tr><tr><td>マンホールポンプ</td><td>17</td><td>155,210</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>57,728</td><td>1,240,233,627</td></tr></table> ○建 物 8,302 m²（平成１３年度決算） （単位：m², 円）<table><tr><th>区 分</th><th>延床面積</th><th>取得価格</th></tr><tr><td>浄化センター</td><td>7,884</td><td>1,316,245,000</td></tr><tr><td>管理棟</td><td>655</td><td>172,776,000</td></tr><tr><td>水処理施設</td><td>4,015</td><td>457,774,000</td></tr><tr><td>ポンプ棟</td><td>86</td><td>67,064,000</td></tr><tr><td>天日乾燥床</td><td>1,197</td><td>38,158,000</td></tr><tr><td>汚泥処理棟</td><td>1,931</td><td>580,473,000</td></tr><tr><td>中継ポンプ場</td><td>418</td><td>273,307,000</td></tr><tr><td>計</td><td>8,302</td><td>1,589,552,000</td></tr></table>					区 分	地積	購入価格	浄化センター	48,151	819,913,546	ポンプ場	7,411	410,409,639	浄化センター進入路	1,960	0	管渠埋設	189	9,755,232	マンホールポンプ	17	155,210							計	57,728	1,240,233,627	区 分	延床面積	取得価格	浄化センター	7,884	1,316,245,000	管理棟	655	172,776,000	水処理施設	4,015	457,774,000	ポンプ棟	86	67,064,000	天日乾燥床	1,197	38,158,000	汚泥処理棟	1,931	580,473,000	中継ポンプ場	418	273,307,000	計	8,302	1,589,552,000
区 分	地積	購入価格																																																									
浄化センター	48,151	819,913,546																																																									
ポンプ場	7,411	410,409,639																																																									
浄化センター進入路	1,960	0																																																									
管渠埋設	189	9,755,232																																																									
マンホールポンプ	17	155,210																																																									
計	57,728	1,240,233,627																																																									
区 分	延床面積	取得価格																																																									
浄化センター	7,884	1,316,245,000																																																									
管理棟	655	172,776,000																																																									
水処理施設	4,015	457,774,000																																																									
ポンプ棟	86	67,064,000																																																									
天日乾燥床	1,197	38,158,000																																																									
汚泥処理棟	1,931	580,473,000																																																									
中継ポンプ場	418	273,307,000																																																									
計	8,302	1,589,552,000																																																									
物 品	○物 品 （財産調書記載物品）（平成１３年度決算） 軽四輪貨物自動車等２４４件 購入価額 総計 1,530,090 千円																																																										
基 金	な し																																																										
そ の 他	な し																																																										

合併に伴う一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

一部事務組合等に関する主な法令

○地方自治法（昭和２２年 法律第６７号）（抜粋）

（組合の種類及び設置）

第２８４条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

２ 普通地方公共団体及び特別区は、第６項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。以下略

（組織、事務及び規約の変更）

第２８６条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。以下略

（解散）

第２８８条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第２８４条第２項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第２８９条 第２８６条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕

銅山川上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

〔南宇和合併協議会〕

５町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。

また、５町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日を持って脱退し、新町において加入または調整することとする。

〔さぬき市〕

大川町外２ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日を持って当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

○平成 1 3 年度一般廃棄物搬入実績 （道前クリーンセンター）

単位：t

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
西条市	1,844.12	1,921.39	1,776.39	1,965.86	1,845.07	1,660.19	1,880.62	1,749.52	1,777.53	1,773.84	1,503.06	1,801.41	21,499.00
東予市	993.31	1,022.12	952.39	1,049.07	984.73	863.17	975.51	905.37	941.09	955.32	800.98	955.57	11,398.63
丹原町	298.19	298.03	281.34	311.71	303.76	257.47	287.97	272.33	284.85	280.43	238.90	281.87	3,396.85
小松町	263.87	288.99	274.15	293.89	284.62	259.79	280.42	259.08	269.02	257.62	220.92	271.82	3,224.19
計	3,399.49	3,530.53	3,284.27	3,620.53	3,418.18	3,040.62	3,424.52	3,186.30	3,272.49	3,267.21	2,763.86	3,310.67	39,518.67

※道前クリーンセンターの処理能力（焼却炉 2 炉） 200t／日（月 6,000t）

○平成 1 3 年度し尿搬入実績 （ひうちクリーンセンター）

単位：k l

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
西条市	856.8	936.0	871.2	754.2	963.0	754.2	768.6	844.2	889.2	772.2	802.8	842.4	10,054.8
東予市	977.4	1,026.0	1,029.6	910.8	936.0	941.4	918.0	766.8	1,020.6	786.6	804.6	941.4	11,059.2
丹原町	471.6	478.8	576.0	559.8	500.4	401.4	464.4	415.8	653.4	403.2	423.0	637.2	5,985.0
小松町	457.2	468.0	513.0	399.6	406.8	361.8	457.2	329.4	469.8	374.4	394.2	464.4	5,095.8
計	2,763.0	2,908.8	2,989.8	2,624.4	2,806.2	2,458.8	2,608.2	2,356.2	3,033.0	2,336.4	2,424.6	2,885.4	32,194.8

※ひうちクリーンセンターの処理能力 180kl／日（月 5,400kl）

○道前荘（特別養護老人ホーム）入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 現在

	西条市	東予市	丹原町	小松町	管外	計
入所者	13 人	35	14	22	1	85
待機者	5	40	37	22	1	105

※入所定員 8 5 人

○石燧園（養護老人ホーム）入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 日現在

	東予市	丹原町	小松町	計
入所者	36 人	18	16	70
待機者	8	4	0	12

※入所定員 7 0 人

○道前育成園入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 日現在

	西条市	東予市	丹原町	小松町	管外	計
入所者	26 人	19	4	11	10	70

※入所定員 7 0 人

○東予学園入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 日現在

	西条市	東予市	丹原町	小松町	管外	計
入所者	7 人	13	2	2	22	46

※入所定員 6 0 人

○東予市・丹原町公共下水道の状況

・計画目標年次	認可計画 平成 1 7 年
・着手年度	昭和 5 8 年度
・供用開始	平成 3 年 3 月 3 1 日
・計画区域	4 3 9. 2 h a
・供用面積	2 8 7. 3 5 h a
・計画処理人口	1 2, 3 2 0 人
・処理区人口	9, 7 5 8 人

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）		細 項 目	土地開発公社		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、役員、決算状況		専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	管財分科会
調 整 方 針	東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。 西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。					
具 体 的 項 目	現 況					
名 称	西条市土地開発公社		東予市土地開発公社		周桑土地開発公社	
設 立 年 月 日	昭和４８年２月１日		昭和４８年５月１日		昭和４８年６月１日	
役 員	・ 役員（１６人） 理 事 長 （助役） 副理事長 （総務部長） 常務理事 （建設部長） 理 事 （市議７、市部長２、市次長２） 監 事 （収入役、市次長１） ・ 職員（７人） 市職員兼務 事務局長１ （建設部次長兼監理課長） 用地係 会計係 事業係 ６		・ 役員（１３人） 理 事 長 （市長） 常務理事 （助役） 理 事 （市議６、市部長３） 監 事 （収入役、市監査） ・ 職員（７人） 市職員兼務 事務局長１ （監理課長） 庶務係２、経理係２、事業係２		・ 役員（８人） 理 事 長 （小松町長） 副理事長 （丹原町長） 理 事 （小松町議会議長、丹原町議会議長、 小松町助役、丹原町助役） 監 事 （小松町収入役、丹原町収入役） ・ 職員（４人） 町職員兼務 事務局長１ （小松町総務課長） 係員 ３	
決 算 状 況 (平成１３年度)	貸 借 対 照 表 (単位：円)		貸 借 対 照 表 (単位：円)		貸 借 対 照 表 (単位：円)	
	(資産の部) １．流動資産 (1)現金及び預金 138,546,870 (2)公有用地 1,534,727,913 (3)完成土地 0 流動資産合計 1,673,274,783 ２．固定資産 (1)有形固定資産 0 (2)投資その他の資金 0 固定資産合計 0 ３．繰延資産 (1)開発費 0 資産合計 1,673,274,783 (負債の部) １．固定負債 (1)長期借入金 1,513,313,144 (2)短期借入金 21,414,769 (3)未払費用 2,042,042 ２．特定引当金 (1)災害補填引当金 0 負債合計 1,536,769,955 (資本の部) １．基本金 (1)基本財産 5,000,000 ２．準備金 (1)前期繰越準備金 23,597,790 (2)当期利益 107,907,038 資本合計 136,504,828 負債資本合計 1,673,274,783		(資産の部) １．流動資産 (1)現金及び預金 7,945,911 (2)公有用地 86,684,167 (3)完成土地 150,324,495 流動資産合計 244,954,573 ２．固定資産 (1)有形固定資産 15,862 (2)投資その他の資金 5,000,000 固定資産合計 5,015,862 ３．繰延資産 (1)開発費 16,285,496 資産合計 266,255,931 (負債の部) １．固定負債 (1)長期借入金 223,765,194 (2)短期借入金 0 (3)未払費用 0 ２．特定引当金 (1)災害補填引当金 13,650,000 負債合計 237,415,194 (資本の部) １．基本金 (1)基本財産 5,000,000 ２．準備金 (1)前期繰越準備金 17,468,512 (2)当期利益 6,372,225 資本合計 28,840,737 負債資本合計 266,255,931		(資産の部) １．流動資産 (1)現金及び預金 18,045,343 (2)公有用地 111,613,359 (3)完成土地 0 流動資産合計 129,658,702 ２．固定資産 (1)有形固定資産 0 (2)投資その他の資金 0 固定資産合計 0 ３．繰延資産 (1)開発費 0 資産合計 129,658,702 (負債の部) １．固定負債 (1)長期借入金 112,000,000 (2)短期借入金 0 (3)未払費用 0 ２．特定引当金 (1)災害補填引当金 0 負債合計 112,000,000 (資本の部) １．基本金 (1)基本財産 10,000,000 ２．準備金 (1)前期繰越準備金 7,638,721 (2)当期利益 19,981 資本合計 17,658,702 負債資本合計 129,658,702	

公有用地明細表

公 社 名	事 業 名	地 番	取得年月日	面 積 (㎡)	用地取得費 (円)	補 償 費 (円)	諸 経 費 (円)	支 払 利 息 (円)	H14.3.31 帳簿価格 (円)	処分時期等
西条市土地開発公社	都市基盤整備事業用地(神拝・古屋敷地区)	神拝字古屋敷甲 324-1	H3.7.29	3,065.91	520,200,000	0	0	0	520,200,000	平成15年3月売却予定
	都市基盤整備事業用地(駅前東地区)	大町字柳ヶ内 785-3 外 2 筆	H10.1.27	3,482.11	210,319,444	0	0	15,280,978	225,600,422	平成17年1月までに処分予定
	公園施設整備事業(氷見ほ場整備地区)	氷見西新開 58	H10.3.25	6,216.39	55,947,510	0	0	3,985,720	59,933,230	平成15年9月までに処分予定
	都市基盤整備事業用地(登り道・古屋敷地区)	大町字登り道 1605-1 外 19 筆	H13.2.20	9,582.60	724,819,790	0	1,444,500	2,148,071	728,412,361	平成18年度末までに処分予定
	都市基盤整備事業用地(登り道・南原地区)	神拝字南原甲 95-1 外 8 筆	H14.2.22	3,356.28	0	0	581,900	0	581,900	平成18年度末までに処分予定 (用地費 197,013,636 円は H14 年度に繰越)
	合 計			25,703.29	1,511,286,744	0	2,026,400	21,414,769	1,534,727,913	
東予市土地開発公社	都市計画道路壬生川氷見線用地	大新田 110-1 外 1 筆	H4.5.2 H11.1.28	503.00	17,806,200	0	207,506	3,283,809	21,297,515	道路事業実施時期が未定であるため、処分時期も未定である。
	壬生川駅・三芳駅周辺整備事業用地	三津屋 440-9 外 2 筆	H6.3.28	2,543.29	33,317,099	0	223,136	7,494,277	41,034,512	区画整理事業実施が未定であるため、処分時期も未定である。
	永納山城跡列石保存事業用地	河原津乙 7-40 外 31 筆	H13.6.12	110,995.08	24,017,096	0	224,760	110,284	24,352,140	平成18年3月までに処分予定
	合 計			114,041.37	75,140,395	0	655,402	10,888,370	86,684,167	
周 桑 土 地 開 発 公 社	町道舟山新宮線新設事業用地		H14.2.4	2,230.75	97,873,577	0	116,200	1,341,802	99,331,579	平成14年度において町に売却済み
	町道一本松新宮線改良事業用地		H14.2.4	458.10	12,104,925	0	10,800	166,055	12,281,780	平成15年度に事業実施にあたり、町に売却予定
	合 計			2,688.85	109,978,502	0	127,000	1,507,857	111,613,359	
総 計				142,433.51	1,696,405,641	0	2,808,802	33,810,996	1,733,025,439	

東予市土地開発公社分譲宅地事業について

1 目的

市街化区域の基盤整備と住宅需要に対応して、定住人口の増加を図る。

2 概要

分譲地は、名称をハーモニーハイツ三芳とし、2工区に分割して事業を実施した。

1工区

- 区 画 数 30区画
- 完 成 平成7年12月（分譲開始）
- 分譲価格 平均㎡当たり51,000円（坪168,500円）
- 分譲面積 1区画当たり平均200㎡（60坪）
- 総事業費 約2億7000万円
- 完 売 平成8年9月

2工区

- 区 画 数 30区画
- 完 成 平成13年7月（分譲開始）
- 分譲価格 平均㎡当たり50,700円（坪167,600円）
- 分譲面積 1区画当たり平均216㎡（65坪）
- 総事業費 約2億9000万円
- 分 譲 数 30区画中 19区画分譲
 11区画未分譲

3 今後の見通し

経済状況から需要が低迷しているが、平成15、16年度において完売を見込んでいる。

土 地 開 発 公 社 に つ い て

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項において、地域の秩序ある整備を図るため必要な公有地となる土地等の取得及び造成その他管理等を行うため設立されたもので、設立には議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、定款の変更、解散をする場合には、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることが必要とされています。解散した場合に残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならないとされています。

○合併に伴う統廃合について

市町村合併を行う場合は、これらの土地開発公社の統廃合について検討する必要があります。これは、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされているからです。

土地開発公社の統廃合については、法に特別の規定がないため、解散の規定等を用いて、手続きを進めることとなります。

(愛媛県市町村合併ハンドブックより)

土地開発公社に関する主な法令

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）（抜粋）

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(名称)

第12条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。

(出資)

第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体（以下「設立団体」という。）は、土地開発公社の基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

(業務の範囲)

第17条 土地開発公社は、第10条第1項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地

ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

二 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。

三 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 略

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

(土地開発公社に対する債務保証)

第25条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制度に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕（川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村）

川之江市土地開発公社及び土居町土地開発公社については、所有する財産を伊予三島市土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。

伊予三島市土地開発公社については、新市において〇〇市（新市名）土地開発公社として存続する。

〔東宇和・三瓶合併協議会〕（宇和町、明浜町、野村町、城川町、三瓶町）

野村町土地開発公社、三瓶町土地開発公社については、宇和町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。

宇和町土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続する。

〔南宇和合併協議会〕（御荘町、城辺町、一本松町、西海町、内海村）

南宇和土地開発公社については、新町において〇〇町（新町名）土地開発公社として存続するものとする。

〔さぬき市〕（津田町、大川町、寒川町、長尾町、志度町）

津田町土地開発公社、大川町土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。

志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。

〔東かがわ市〕（引田町、大内町、白鳥町）

引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。白鳥町土地開発公社については、新町においては〇〇町（新町名）土地開発公社として存続する。

〔周南市〕（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）

2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	株式会社 西条産業情報支援センター		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、資本金、設置団体、事務所の位置、役員等、設立の経緯、事業内容	専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。				
具 体 的 項 目	現 況				
名 称 設 立 年 月 日 資 本 金 設 置 団 体 （出資団体） 事 務 所 の 位 置 役 員 等 設 立 の 経 緯	株式会社 西条産業情報支援センター 平成１１年９月１７日 １５００万円 西条市役所 1,000 万円（200 株）、(株)伊予銀行 50 万円（10 株）、(株)愛媛銀行 50 万円（10 株）、(株)アシュフォードジャパン 400 万円（80 株） 西条市神拝甲 １５０－１ 役員 5 名 代表取締役（西条市長）、 取締役 2 名、監査役 2 名 社員 4 名 西条市の海岸部は遠浅のため古くから埋め立てが行われてきたが、昭和 5 0 年、本市の一大事業として約 3 2 4 ヘクタールに及ぶ大規模臨海工業用地の造成に着手し、竣功後、積極的に企業誘致を展開した結果、愛媛県内でも有数の工業地域として急速に成長してきた。 しかしながら、長期にわたる地域経済の停滞、更に地方分権化の本格化と地域間競争が激化する中で、従来型の産業基盤の整備・企業誘致という外発型の施策に加え、『新たな産業施策』の展開、すなわちソフト面での産業支援（新規事業や既存企業の新分野進出、経営基盤強化等の支援）に取り組み、地域経済の着実な発展を図る内発型の施策が必要不可欠となってきた。 このため、旧愛媛県西条地方局庁舎をインキュベータ室等を備える『西条市産業情報支援センター』として改造整備するとともに、事業運営組織として『株式会社 西条産業情報支援センター』を設立し、各種支援活動を展開しているところである。 これにより、経済主体すなわち企業の増加（創業者の輩出）と活性化、域内・域外取引の拡大、誘致企業から地元企業への技術移転の円滑化等を促し、地域経済の持続的発展を可能とする柔軟な産業構造の創出を目指す。				
事 業 内 容	新事業創出・既存企業の新分野進出促進支援、中小企業支援を主たる目的に、産業振興に資する広範な情報の収集・提供、とりわけビジネスチャンスに直結するマーケティングに関する情報、マネジメントに関する情報の収集・提供等を、民間企業の優れたノウハウを導入し積極的に行っている。 1. インキュベータ室入居企業支援事業 創業を志している者、ベンチャー企業、既存企業等で事業拡大・新分野進出などに挑戦している者に対してインキュベータ室に入居を促し、総合的な支援を行う。 2. 研修事業 （一般研修事業）起業家促進のための研修、ＩＳＯ取得促進のための研修などを実施、中小企業、ベンチャー企業などに最新の企業経営に役立つ情報を提供する。 （コンピュータ研修事業）中小企業、ベンチャー企業などの情報リテラシーを高め、企業経営の効率化に資するため、アプリケーションソフトを中心とした研修を実施する。 3. 相談・指導事業 マーケティング、マネジメントに関する相談・指導事業を実施するほか、定期的に専門家（税理士、中小企業診断士など）を招へいし、企業経営上重要な事項に係る相談・指導事業を実施する。専門家派遣事業も行い、具体的・実践的なアドバイスを行う。（初回相談無料） 4. 情報収集提供事業 センターのネットワークを通じて広く中小企業、ベンチャー企業のビジネスに役立つ情報、国・県・関連団体などの施策情報などを集中的に収集・精査し、新たな価値を加えて提供する。 5. 交流会事業 センター会員企業とセンター支援企業グループ間、センター会員企業間、それぞれの交流を深めることにより、新たなビジネスチャンスを提供するため、交流会事業を実施する。 6. 即効型地域新生コンソーシアム研究開発事業 ・委託金 １億円 ・委託期間 平成１４年３月２９日から平成１５年２月２８日 ・テーマ名 水素エネルギー利用アドバンス型ハイブリッド冷凍システムの開発 ・今後の展開： コンソーシアム展開事業完結後の技術活用による食品加工流通業を目指す（四国中央に位置する西条市の地理的条件から、将来は四国の農産物貯蔵の物流拠点とする構想）。今後も地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を進めるため、大学などの技術シーズを活用した地域における産学官共同体制の下での研究開発を意欲的に検討する。 7. 新ＪＡＳ法の登録認証機関 消費者にとって安全な有機野菜の生産は、今後ますます重要性を増してくることを鑑み、また、即効型地域新生コンソーシアム研究開発事業の冷凍倉庫を活用する手段の一つとして、ＪＡＳ法に基づく有機農産物登録認定機関として、平成１４年２月２２日（５７番目）に認定された。 これは、農林水産大臣から認定を受けた登録認定機関が生産行程管理者等（農産物生産者等）を認定し、認定された生産行程管理者が自ら格付けを行い、有機ＪＡＳマークを貼付する仕組みである。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	株式会社 西条産業情報支援センター																																																																																		
事 務 事 業 名	決算状況	専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会																																																																																
調 整 方 針	株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。																																																																																				
具 体 的 項 目	現 況																																																																																				
決 算 状 況 （平成１３年度）	第３期（平成１３年度） ●収入 ４４，３４６，９０８円 ●支出 ４３，４１４，６８２円 ●収支 ９３２，２２６円（黒字） 貸借対照表 平成１４年３月３１日現在（単位：円） <table><tr><th colspan="2">資 産 の 部</th><th colspan="2">負 債 の 部</th></tr><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>【流動資産】</td><td>【16,535,560】</td><td>【流動負債】</td><td>【1,786,583】</td></tr><tr><td>現 金</td><td>5,445</td><td>未 払 費 用</td><td>793,029</td></tr><tr><td>預 金</td><td>12,715,386</td><td>未 払 法 人 税 等</td><td>711,200</td></tr><tr><td>貯 蔵 品</td><td>206,955</td><td>未 払 事 業 税</td><td>101,000</td></tr><tr><td>前 払 費 用</td><td>316,063</td><td>預 り 金</td><td>105,354</td></tr><tr><td>未 収 入 金</td><td>3,310,711</td><td>賞 与 引 当 金</td><td>76,000</td></tr><tr><td>貸 倒 引 当 金</td><td>△19,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>【固定資産】</td><td>【1,431,643】</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（有形固定資産）</td><td>（1,431,643）</td><td>負 債 合 計</td><td>1,786,583</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>260,704</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一括償却資産</td><td>1,170,939</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">資 本 の 部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>【資本金】</td><td>【15,000,000】</td></tr><tr><td></td><td></td><td>【剰余金】</td><td>【1,180,620】</td></tr><tr><td></td><td></td><td>当期末処分利益</td><td>1,180,620</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（うち当期利益）</td><td>（932,226）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>資 本 合 計</td><td>16,180,620</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td>17,976,203</td><td>負債・資本合計</td><td>17,967,203</td></tr></table>					資 産 の 部		負 債 の 部		科 目	金 額	科 目	金 額	【流動資産】	【16,535,560】	【流動負債】	【1,786,583】	現 金	5,445	未 払 費 用	793,029	預 金	12,715,386	未 払 法 人 税 等	711,200	貯 蔵 品	206,955	未 払 事 業 税	101,000	前 払 費 用	316,063	預 り 金	105,354	未 収 入 金	3,310,711	賞 与 引 当 金	76,000	貸 倒 引 当 金	△19,000			【固定資産】	【1,431,643】			（有形固定資産）	（1,431,643）	負 債 合 計	1,786,583	工具器具備品	260,704			一括償却資産	1,170,939					資 本 の 部				【資本金】	【15,000,000】			【剰余金】	【1,180,620】			当期末処分利益	1,180,620			（うち当期利益）	（932,226）			資 本 合 計	16,180,620	資 産 合 計	17,976,203	負債・資本合計	17,967,203
資 産 の 部		負 債 の 部																																																																																			
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																		
【流動資産】	【16,535,560】	【流動負債】	【1,786,583】																																																																																		
現 金	5,445	未 払 費 用	793,029																																																																																		
預 金	12,715,386	未 払 法 人 税 等	711,200																																																																																		
貯 蔵 品	206,955	未 払 事 業 税	101,000																																																																																		
前 払 費 用	316,063	預 り 金	105,354																																																																																		
未 収 入 金	3,310,711	賞 与 引 当 金	76,000																																																																																		
貸 倒 引 当 金	△19,000																																																																																				
【固定資産】	【1,431,643】																																																																																				
（有形固定資産）	（1,431,643）	負 債 合 計	1,786,583																																																																																		
工具器具備品	260,704																																																																																				
一括償却資産	1,170,939																																																																																				
		資 本 の 部																																																																																			
		【資本金】	【15,000,000】																																																																																		
		【剰余金】	【1,180,620】																																																																																		
		当期末処分利益	1,180,620																																																																																		
		（うち当期利益）	（932,226）																																																																																		
		資 本 合 計	16,180,620																																																																																		
資 産 合 計	17,976,203	負債・資本合計	17,967,203																																																																																		

株式会社 西条産業情報支援センターについて

西条市が一部出資し、商法の規定に基づき設立された株式会社の経営形態をとる法人で、通常「第3セクター」と呼ばれています。

○関係する主な法令
地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）
第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 略
- 3 普通公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

4～6 略

地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）

（公の施設の管理受託者）
第73条の3 地方自治法第244条の2第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- 二 略

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕（川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村）
（株）やまびこについては、出資金は新市に引継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。
※（株）やまびこは、新宮村が出資している第3セクターで霧の高原、霧の森などを経営している。

〔東宇和・三瓶合併協議会〕（明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町）
現在の第3セクターについては、合併時に調整し、新市に引き継ぐ。
第3セクターの出資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
※ 第3セクター
あけはまシーサイドパーク（株）、（株）東宇和物産会館、（株）野村町地域振興センター、
（株）グリーンヒル（青汁工場）、（株）城川自然ロッジ、（株）エフシー